

令和 8 年度

大 館 市 水 防 計 画

大館市水防協議会

目 次

第1章 総 則	1
1 目的	
2 用語の定義	
3 水防の責任等	
4 水防計画の作成及び変更	
5 安全配慮	
第2章 水防組織	5
1 水防本部の設置	
2 水防本部の組織	
3 配備体制	
4 水防要員	
5 水防活動の組織	
6 各作業隊担当地域	
第3章 重要水防区域	11
1 重要水防箇所評定基準	
2 重要水防箇所	
3 農業用ため池一覧表	
第4章 予報及び警報	23
1 気象庁が行う予報及び警報	
2 洪水予報河川における洪水予報	
3 水位周知河川における水位到達情報	
4 水防警報	
第5章 水位等の観測、通報及び公表	39
1 水位の観測、通報及び公表	
2 雨量の観測及び通報	
3 河川水位表示板の設置	
4 水位等の通報系統図	
第6章 気象予報等の情報収集	44

第 7 章	ダムの操作	4 5
1	ダム	
2	操作の連絡	
3	連絡系統	
第 8 章	通信連絡	4 6
1	通信連絡系統	
2	連絡方法	
3	要配慮者利用施設に対する連絡	
第 9 章	水防施設及び輸送	4 8
1	水防倉庫及び水防資器材	
2	輸送の確保	
第 10 章	水防活動	5 2
1	水防体制及び配備	
2	巡視及び警戒	
3	水防作業	
4	緊急通行	
5	警戒区域の設定	
6	避難のための立ち退き、または緊急に安全を確保すべき対応	
7	災害発生時の処置	
8	氾濫・決壊・漏水等の通報及びその後の措置	
9	水防配備の解除	
第 11 章	水防信号、水防標識等	6 1
1	水防信号	
2	水防標識	
3	身分証票	
第 12 章	協力及び応援	6 3
1	河川管理者の協力及び援助	
2	水防管理団体相互の応援及び相互協定	
3	警察官の援助要求	
4	自衛隊の派遣要請	
5	国（能代河川国道事務所、秋田気象台等）との連携	

6	企業（市内建設業等）との連携	
7	市民、自主防災組織との連携	
第 13 章	費用負担と公用負担	6 6
1	費用負担	
2	公用負担	
3	公用負担命令書	
4	損失補償	
第 14 章	水防報告等	6 8
1	水防記録	
2	水防報告	
第 15 章	水防訓練	6 9
第 16 章	浸水想定区域等における円滑かつ	7 0
	迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置	
1	洪水対応	
第 17 章	水防協力団体	7 3
1	水防協力団体の指定、監督、情報の提供	
2	水防協力団体の業務	
3	水防協力団体と水防団等の連携	
4	水防協力団体の申請・指定及び運用	
【資料】	○大館市水防協議会条例	7 4
	○大館市水防協議会委員名簿	7 6
	○大館市水防計画重要水防箇所図	7 7

第1章 総 則

1 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）第33条第1項の規定に基づき、大館市内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、大館市の地域にかかる河川等の洪水に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

2 用語の定義

主な水防用語の定義は、次のとおりである。

（1）水防管理団体

大館市（法第2条第2項。昭和34年2月19日告示）

（2）指定水防管理団体

大館市（法第4条。水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定）

（3）水防管理者

大館市長（法第2条第3項）

（4）消防機関

大館市消防本部・大館市消防署・大館市消防団（法第2条第4項。消防組織法第9条に規定する消防の機関）

（5）消防機関の長

大館市消防長（法第2条第5項）

（6）水防団

大館市水防団（法第6条）

（7）水防協力団体

水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人等で、運営に関する事項等を内容とする規約等を有しているものとして水防管理者が指定した団体（法第36条第1項）。

（8）洪水予報河川

国土交通大臣または秋田県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大または相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川（本市では米代川）。国土交通大臣または秋田県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位または流量を示して洪水の予

報等を行う（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項及び第3項）。

（9）水防警報

国土交通大臣または秋田県知事が、洪水により国民経済上重大または相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川について、国土交通大臣または秋田県知事が、洪水によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第2条第8項、法第16条）。

（10）水位周知河川

国土交通大臣または秋田県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大または相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川（県河川：米代川上流、長木川、下内川、犀川）。国土交通大臣または秋田県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位または流量を示して通知及び周知を行う（法第13条）。

（11）水位到達情報

水位周知河川において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報及び氾濫発生情報のことをいう。

（12）水防団待機水位（警戒レベル1）

法第12条第1項に規定される通報水位で、水防体制に入る水位

（13）氾濫注意水位（警戒レベル2）

法第12条第2項に規定される警戒水位で、水防団の出動の目安となる水位

（14）避難判断水位（警戒レベル3）

高齢者等避難発令の目安となる水位で、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位

（15）氾濫危険水位（警戒レベル4）

法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位で、避難指示の発令判断の目安となる水位

（16）氾濫発生水位（警戒レベル5）

洪水により相当の家屋浸水等の被害が生じる氾濫の発生する水位（堤防天端高（又は背後地盤高））をいう。市長が緊急安全確保措置の指示の発令判断の目安となる水位である。これまでの「氾濫する可能性のある水位」の名称を変更したものである。

(17) 洪水特別警戒水位（警戒レベル4）

法第13条第1項及び第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣または秋田県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

(18) 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

(19) 洪水浸水想定区域

洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、または浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣または秋田県知事が指定した区域をいう（法第14条）。

3 水防の責任等

(1) 市の責任

市の区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する（法第3条）。

(2) 県の責任

県内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保すべき責任を有する（法第3条の6）。

(3) 国土交通省の責任

水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）

洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項）

水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（法第13条第1項） など

(4) 気象庁の責任

気象及び洪水の予報、警報の発表及び通知（法第10条第1項、気象業務法第14条の2第1項）

洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項、法第11条第1項並びに気象業務法第14条の2第2項及び第3項）

(5) 居住者等の義務

水防への従事（法第24条）

水防通信への協力（法第27条）

(6) 水防協力団体の義務

堤防等決壊の通報 (法第 2 5 条)

決壊後の処置 (法第 2 6 条)

水防訓練の実施 (法第 3 2 条の 2) など

4 水防計画の作成及び変更

(1) 水防計画の作成及び変更

市は、毎年、県の水防計画に応じて、出水期前までに水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは変更を行う。計画を変更するときは、あらかじめ市水防協議会に諮るとともに、秋田県知事に届け出るものとする。

(2) 大規模氾濫減災協議会

国土交通大臣が組織する「米代川大規模氾濫に関する減災対策協議会」及び秋田県知事が組織する「北秋田地域県管理河川減災対策協議会」において取りまとめられた「地域の取組方針」については、水防計画へ反映するなどして、取り組みを推進するものとする。

5 安全配慮

水防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。避難誘導や水防作業の際も、次の事項に留意し、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

- ・水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- ・水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のものが不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- ・水防活動は、ラジオを携行する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- ・指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため、団員を随時交代させる。
- ・水防活動は、原則として複数人で行う。
- ・水防活動を行う範囲に応じて、監視員を適宜配置する。
- ・指揮者は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- ・指揮者は、水防団員等の安全確保のため、あらかじめ活動可能な時間等を水防団員等へ周知し、共有しなければならない。
- ・指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。

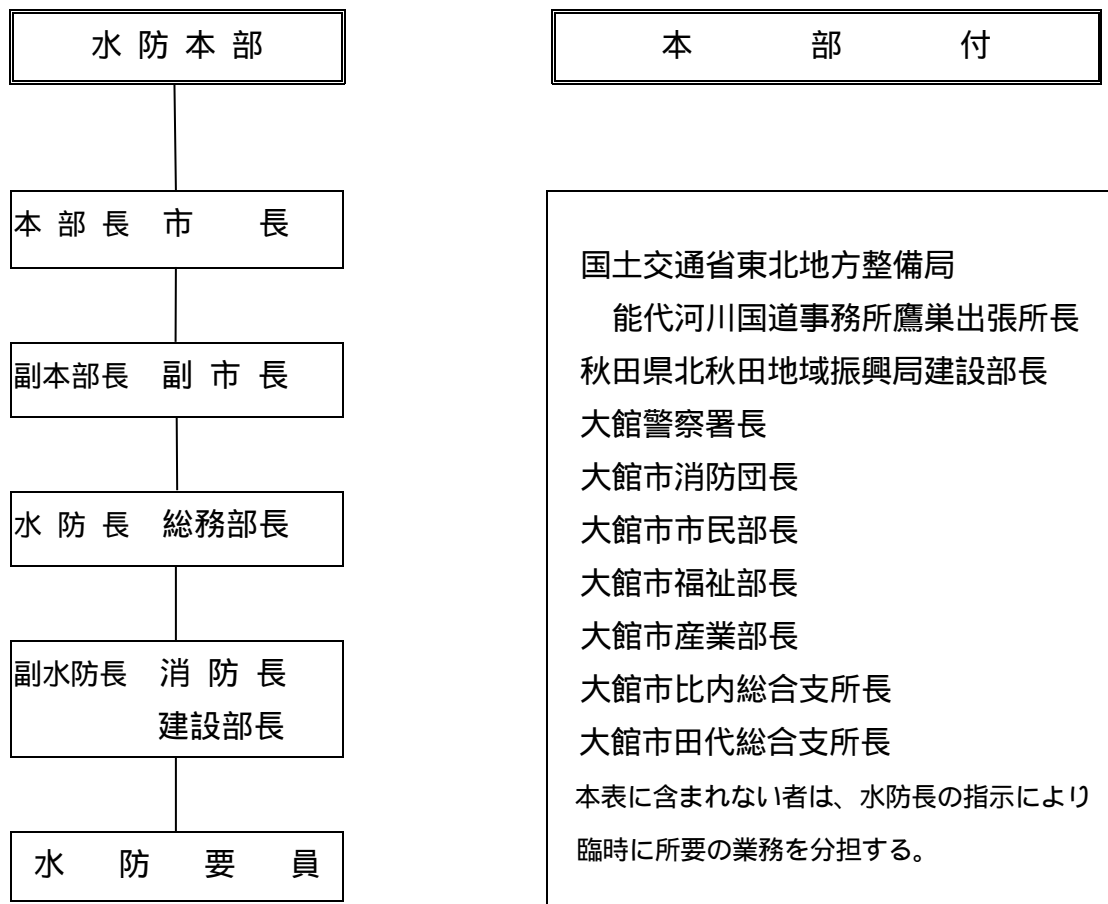
第2章 水防組織

1 水防本部の設置

水防に関係のある警報・注意報等の発表等により、洪水等のおそれがあると認められるときから、水害洪水等のおそれがなくなつたと認められるときまで、市は市役所総務部危機管理課に水防本部を設置し、次の組織で事務を処理する。

ただし、大館市災害対策本部が設置されたときは、同本部の一部として編入され、その事務を処理する。

2 水防本部の組織



3 配備体制

水防事務の配備体制は次のとおりとする。

配備区分	配備の時期	体制	配備人員
第 1 配備	水防に関する警報・注意報等が発せられたが、具体的な水防活動を必要とするに至るまでにはまだかなり時間的余裕があると認められるとき。	情報の収集及び連絡に当たり、事態の推移によっては、直ちに第 2 配備の招集その他の活動ができる体制。	危機管理課を中心に数人の職員が当たる。
第 2 配備	水防活動を必要とする事態の発生が予想され、数時間後には水防活動の開始が考えられるとき。 水防本部長が必要と認めて指令したとき。	水防活動の必要な事態が発生すれば、そのまま水防活動(災害の応急対策)が遅滞なく遂行できる体制。	各班の所属職員の約半数を動員。
第 3 配備	激甚な災害が予想されるとき、または危険性が大で第 2 配備で処理できたいと認められるとき。 水防本部長が必要と認めて指令したとき。	完全な水防体制。	原則、各班の全員及び応援を求められた部局の職員を動員。

4 水防要員

水防要員は市職員 4 班で編成し、その任務は次のとおりとする。

(1) 庶務班 (総務課・危機管理課・職員課・福祉課)

- ア 優先通行標識、身分証票の交付
- イ 応援、援助または撤収
- ウ 部外との連絡
- エ 各班の総合調整
- オ 炊き出しの手配等
- カ 要配慮者の避難対策
- キ その他一般庶務に関すること。

(2) 資材班 (建設部・消防本部)

- ア 水防資器材の調達及び輸送
- イ 自動車等輸送手段の確保

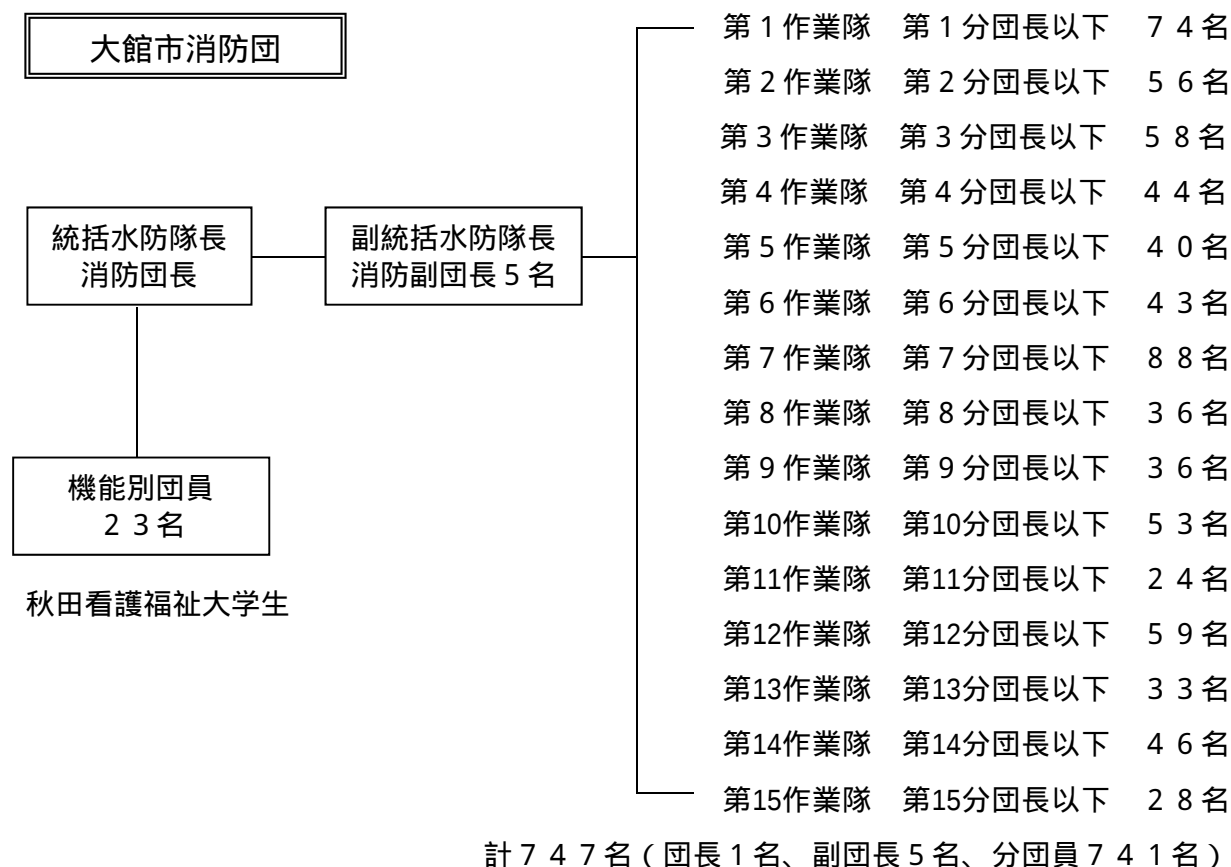
(3) 情報連絡班 (総務課・危機管理課・企画調整課)

- ア 気象、水位、雨量等の情報収集及び連絡

- イ 水位の状況を必要に応じ、国・県・関係市町村へ連絡し、または緊急を要すると認める場合、下流隣接水防管理団体へ通知。
 - ウ 雨量の状況を必要に応じ県水防本部及び県北秋田地域振興局建設部内水防支部へ連絡。
 - エ 水防警報の受信及び受信事項を市水防本部へ連絡。
 - オ 被害状況の調査、資料の収集整理
- (4) 水防対策班 (建設部・環境課・農政課・各総合支所・消防本部)
- ア 堤防危険箇所の巡視
 - イ 決壊等の通知を受けたときの、市水防本部への連絡及び必要な措置に関すること。
 - ウ ため池等の水門開閉状況の連絡等
 - エ 避難のための立ち退き指示
 - オ 水防作業の技術指導
 - カ その他応急対策に関すること。

5 水防活動の組織

大館市の水防活動の組織は次のとおりとする。（令和8年4月1日現在）



〔作業隊の編成〕

隊長 1 名、副隊長 1 名、河川巡視員 2 名、連絡員 1 名及び作業隊員をもって編成する。ただし、第 15 作業隊（第 15 分団）については後方支援隊とし、情報連絡、避難誘導及び土のう作り等の任務にあたる。

大規模災害時には、機能別団員を動員する。

〔水防作業〕

水防作業を必要とする事態が発生したときは、被害を未然に防止し、または被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸の状態等を考慮して、最も適切な工法を選択し実施するものとする。

6 各作業隊担当地域

番号	地域	地 区	担当作業隊	隊員数 (最大)	摘要
1	大 館 地 域	長木川左右岸大館地域	第 1、2、3 作業隊	188 名	
2		下内川左右岸釈迦内地区、乱川全域	第 4 作業隊	44 名	
3		長木川、大茂内川合流点から上流地域	第 3 作業隊	58 名	
4		米代川左岸及び犀川左右岸二井田地区	第 5 作業隊	40 名	
5		引欠川左右岸二井田地区、大子内川・前田沢川全域	第 5 作業隊	40 名	
6		米代川右岸上川沿地区、餌釣沢川全域	第 1 作業隊	74 名	
7		米代川左岸及び引欠川左右岸真中地区	第 6 作業隊	43 名	
8		米代川右岸及び長木川左右岸下川沿地区、山田川下流地域	第 1、2 作業隊	130 名	
9		米代川左右岸十二所地区、別所川・洞喰川全域	第 7 作業隊	88 名	
10		米代川左右岸大滝地区、大滝川・太沢川・平内川全域	第 7 作業隊	88 名	
11		下内川左右岸白沢地区	第 9 作業隊	36 名	
12		下内川左右岸陣場地区	第 9 作業隊	36 名	
13		花岡川・務沢川全域	第 8 作業隊	36 名	
14		粕田川・大森川全域	第 8、9 作業隊	72 名	
15	比 内 地 域	米代川左岸扇田地区、犀川右岸扇田地区、犀川左岸森下才川附扇田地区	第 10 作業隊	53 名	
16		犀川右岸独鈷地区、味噌内川・炭谷川全域	第 10 作業隊	53 名	
17		犀川左岸向田地区	第 11 作業隊	24 名	
18		引欠川左右岸比内地域	第 11、12 作業隊	83 名	
19		犀川左岸笹館地区	第 12 作業隊	59 名	
20		板戸川・糸柄沢川・小森川全域	第 12 作業隊	59 名	
21		犀川上流地域	第 11 作業隊	24 名	

番号	地域	地 区	担当作業隊	隊員数 (最大)	摘要
22	田 代 地 域	米代川左右岸岩瀬・早口・外川 原全域	第 13、14 作業隊	79 名	
23		早口川左右岸坂地地区	第 13 作業隊	33 名	
24		山田川鳴滝上流地域	第 14 作業隊	46 名	
25		岩瀬川左右岸岩瀬地区	第 14 作業隊	46 名	
26		岩瀬川左右岸赤川地区	第 14 作業隊	46 名	
27		岩瀬川左右岸上流地域	第 14 作業隊	46 名	
28		早口川左右岸本郷地区	第 13 作業隊	33 名	
29		早口川左右岸岩野目地区	第 13 作業隊	33 名	
30		早口川左右岸大野地区	第 13 作業隊	33 名	
31	全	全地区	第 15 作業隊	28 名	支援隊
32	域	全地区	機能別団員	23 名	〃

第3章 重要水防区域

1 重要水防箇所評定基準

国土交通省管理重要水防箇所評定基準及び秋田県管理重要水防区域評定基準

種 別	重 要 度 等		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
越水 (溢水)	計画高水流量規模の洪水の水位が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤体漏水	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり、安全が確認されていない箇所、または堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
基礎地盤漏水	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴(被災状況が確認できるもの)がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり、安全が確認されていない箇所、または堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基礎地盤漏水に関する変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴(被災状況が確認できるもの)はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	

種 別	重 要 度 等		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
水衝・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所または仮締切等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・破堤跡・旧川跡			新堤防で築造後３年以内の箇所。 破堤跡または旧川跡の箇所。
陸 こう 陸 閘			陸閘が設置されている箇所。

2 重要水防箇所

令和8年4月1日現在

は今年の変更箇所

番 号	河川名	河川管理者	図面番号(旧)	重 要 水 防 区 域										被害対策		隊員数	摘 要
				地区名	左右岸の別	目 標	評定基準 種別	基準 区別	延長 (m)	特に警戒を要する延長(m)	予想される 危険概要	対 水 工 法	宅 地 戸	耕 地 ha			
1	米代川	国	49 (49)	外川原	左	外川原橋付近上流・下流	越水・溢水	B	872		耕地冠水	避難		8	第13、14作業隊	79	完成堤
2	〃	〃	50 (50)	〃	〃	外川原橋上流	堤体漏水	B	350		〃	月の輪工		〃	〃	〃	詳細点検より堤防脆弱性指標OUT
3	〃	〃	51 (51)	〃	〃	外川原橋	工作物橋梁	B	1箇所		崩壊						桁下高不足
4	〃	〃	52 (52)	板沢	〃	新真中橋付近上流・下流	越水・溢水	A	3,041		耕地冠水	避難		200	第6作業隊	43	暫々堤
5	〃	〃	53 (53)	〃	〃	新真中橋	工作物橋梁	B	1箇所		崩壊						桁下高不足
6	〃	〃	54 (54)	吉富士	〃	真中大橋下流	水衝・洗掘	B	100		耕地冠水	木流し工		20	第6作業隊	43	完成堤 H26.3出水で被災
7	〃	〃	55 (55)	〃	〃	犀川合流点下流	水衝・洗掘	B	80		〃	〃		〃	第5作業隊	40	完成堤 H26.3出水で被災
8	〃	〃	56 (56)	〃	〃	犀川合流点付近	水衝・洗掘	B	90		〃	〃		〃	〃	〃	完成堤 H25.8出水で被災
9	〃	〃	57 (57)	二井田	〃	二井田大橋上流・下流	越水・溢水	B	1,379		〃	避難		50	第5、10作業隊	93	暫定堤
10	〃	〃	58 (58)	〃	〃	二井田大橋上流	越水・溢水	A	394		〃	〃		〃	〃	〃	暫定堤
11	〃	〃	59 (59)	二井田・扇田	〃	米代川第16橋梁(JR)～大臣管理区間(扇田)	越水・溢水	B	518		〃	〃		〃	〃	〃	暫定堤
12	〃	〃	60 (60)	二井田	〃	米代川第16橋梁(JR花輪線)	工作物橋梁	B	1箇所		崩壊						桁下高不足
13	〃	〃	61 (61)	扇田	〃	扇田橋	工作物橋梁	B	1箇所		〃						〃

番 号	河川名	河川 管理 者	図 面 番 号 (旧)	重 要 水 防 区 域							被害対策		担当作業隊	隊 員 数	摘 要		
				地区名	左 右 岸 の 別	目 標	評定基準 種別	基準 区別	延長 (m)	特に警 戒を要 する延 長(m)	予 想さ れる 危 険 概 要	対 水 工 法				宅 地 戸	耕 地 h a
14	米代川	国	62 (62)	川口	右	新真中橋500m～下流	越水・溢水	A	609			耕地冠水	避難		150	第1、2作業隊	完成堤 暫々堤
15	〃	〃	63 (63)	〃	〃	新真中橋付近	越水・溢水	B	418			〃	〃		〃	〃	暫々堤
16	〃	〃	64 (64)	〃	〃	新真中橋上流	越水・溢水	A	1,575			〃	〃		〃	〃	暫々堤
17	〃	〃	65 (65)	山田渡	〃	長木川合流点上流	越水・溢水	A	775			家屋浸水・耕地冠水	避難	54	120	〃	暫定堤
18	〃	〃	66 (66)	山田渡・小館花	右	田中橋上流・下流	越水・溢水	B	3,289			〃	〃		〃	〃	暫定堤
19	〃	〃	67 (67)	山田渡・小館花	〃	二井田大橋上流・下流	越水・溢水	B	2,200			〃	〃		〃	〃	暫定堤
20	〃	〃	68 (68)	金谷	〃	二井田大橋1km～上流	堤体漏水	B	200			耕地冠水	月の輪工		15	第1作業隊	詳細点検より 堤防脆弱性指標OUT
21	〃	〃	69 (69)	〃	〃	J R 花輪線橋梁上流	堤体漏水	B	500			〃	〃		〃	〃	詳細点検より 堤防脆弱性指標OUT
22	〃	〃	35 (35)	川口	〃	川口陸間(横岩地区)	陸間	—	1箇所			—	積み土のう工			第1、2作業隊	陸間 R1.8設置 (要注意区間)
23	〃	〃	36 (36)	板沢	左	板沢新堤防	新堤防	—	449			—	避難			第6作業隊	堤防嵩上げ R5暫々堤 (要注意区間)
24	〃	〃	37 (37)	古富士	〃	田中橋付近(上流)	旧川跡	—	150			—	釜段工			第5作業隊	漏無 (要注意区間)
25	〃	〃	38 (38)	扇田	〃	扇田新堤防	新堤防	—	990			—	避難			第10作業隊	堤防嵩上げ (R6完成堤) (要注意区間)
26	〃	〃	39 (39)	扇田	〃	扇田新堤防	新堤防	—	573			—	避難			第10作業隊	堤防嵩上げ (R5完成堤) (要注意区間)
27	米代川	県	1	葛原	右	旧葛原保育所付近	水衝	B	900	900	河岸決壊	木流し工			2	第7作業隊	88
28	〃	〃	2	十二所	左	十二所大橋下流	洗掘	B	300	100	〃	〃		5	1	〃	〃

番 号	河川名	河川 管理 者	図 面 番 号 (旧)	重 要 水 防 区 域										被害対策		隊 員 数	摘要
				地区名	左 右 岸 の 別	目 標	評 定 基 準		延長 (m)	特に警戒を要する延長(m)	予想される 危険概要	対 水 工 法	宅 地 戸	耕 地 h a			
							種別	基準 区別									
29	米代川	県	3	軽井沢	右	軽井沢集落付近	溢水	B	600	400	耕地冠水	積み土のう工		5	第7作業隊	88	
30	〃	〃	4	大滝	右	大滝橋付近	水衝	B	150	150	河岸決壊	木流し工	15	30	〃	〃	
31	〃	〃	5	扇田 中山	左 右	市立扇田病院、市浄水場付近	溢水	B	1,500 1,000	1,300 500	耕地冠水	積み土のう工	2	25	第1、10作業隊	127	
32	小森川	〃	50	小坪沢	左 右	小坪沢集落中央	洗掘	B	400 400	400 400	河岸決壊	木流し工	9		第12作業隊	59	
33	早口川	〃	60	本郷	右	本郷集落上・下流	溢水	B	500	200	耕地冠水	積み土のう工	10	30	第13作業隊	33	
34	〃	〃	61	早口	左	早口橋上流	溢水	B	500	300	家屋浸水	〃	4	1	〃	〃	
35	岩瀬川	〃	62	大石渡	左 右	大石渡橋上・下流	溢水	B	160 160	160 160	耕地冠水	〃		1	第14作業隊	46	
36	〃	〃	63	田茂の 木	右	田茂の木集落周辺	溢水	B	150	50	〃	〃		0.5	〃	〃	
37	〃	〃	64	下岩瀬	左	田代大橋上流	水衝	B	100	50	河岸決壊	木流し工		〃	〃	〃	
38	引欠川	〃	65	大披・ 出川	左 右	小俣水位計測所上流～本宮大橋	越水	B	2,850 2,850	2,850 2,850	耕地冠水	積み土のう工	10	45	第6作業隊	43	取水口2
39	板戸川	〃	66	板戸	左 右	消防器具置場付近～下流	溢水	B	600 600	600 600	〃	〃		20	第12作業隊	59	
40	山田川	〃	67	川口	左 右	国道7号山田橋上・下流	溢水	B	500 500	500 500	〃	〃		15	第2作業隊	56	
41	長木川	〃	68	茂内	左 右	小茂内川合流点～上流（宮袋新橋上・下流）	溢水	B	1,200 2,700	1,200 2,700	〃	〃	5	30	第3作業隊	〃	橋梁2
42	〃	〃	69	片山	左 右	J R 花輪線鉄橋付近～下流	洗掘	B	500 500	500 500	河岸決壊	木流し工	10	10	第1、3作業隊	132	橋梁2
43	〃	〃	70	沼館	左 右	下内川合流点～上・下流	越水	B	1,700 1,400	1,700 1,400	耕地冠水	積み土のう工		15	第4作業隊	44	

番 号	河川名	河川 管 理 者	図 面 番 号 (旧)	重 要 水 防 区 域										被害対策		隊 員 数	担当作業隊	摘 要
				地区名	左 右 岸 の 別	目 標	評 定 基 準		延 長 (m)	特に警戒を要する延長(m)	予想される 危険概要	対 水 工 策 防 法	宅 地 戸	耕 地 ha				
							種別	基準 区別										
44	下内川	県	71	陣場	右	陣場集落	水衝	B	200	100	河岸決壊	木流し工	5	1	第9作業隊	36		
45	"	"	72	長面	右	長面橋～上流	越水	B	200	200	家屋浸水	積み土のう工	10	5	第4作業隊	44		
46	"	"	73	松峰	左 右	大森川合流点～上流	堤体漏水	B	1,100 1,100	1,100 1,100	堤防決壊	木流し工		30	"	"		
47	"	"	74	松木	右	乱川との合流点	水衝	B	100	100	河岸決壊	"		20	"	"		
48	"	"	75	沼館	左	長木川合流点～上流	越水	B	1,000	200	家屋浸水	積み土のう工	10	10	"	"		
49	乱 川	"	76	商人留	左 右	会館～下流	溢水	B	200 500	200 500	耕地冠水	"		3	"	"		
50	"	"	77	釈迦内	左 右	J R奥羽本線銀橋～県道釈迦内白沢線付近 (字台野下)	溢水	A	100 100	100 100	家屋浸水	積み土のう工	20		"	"		
51	大森川	"	78	粕田	左 右	中羽立橋下流	堤体漏水	B	200 200	100 100	堤防決壊	木流し工		10	第8、9作業隊	72		
52	花岡川	"	79	花岡	左 右	本郷橋上・下流	溢水	B	500 500	500 500	家屋浸水	"	50	50	"	"		
53	犀 川	"	80	向田	左 右	犀川東橋上流（炭谷川との合流点）	洗掘	B	50 50	50 50	河岸決壊	"		40	第11作業隊	24		
54	"	"	81	独鈷	右	萩下橋上流	溢水	B	300	200	耕地冠水	積み土のう工		5	第10作業隊	53		
55	"	"	82	館下	右	福祉保健センター付近	溢水	B	100	100	"	"		2	"	"		
56	"	"	83	森下才川	左	犀川橋上流	堤体漏水	B	500	500	河岸決壊	木流し工		5	"	"		
57	炭谷川	"	84	炭谷	左	炭谷集落中央～下流	溢水	B	600	200	家屋浸水	積み土のう工	100	1	"	"		
58	米代川	"	87	大滝	左	大滝橋付近	溢水	A	150	50	"	"	8		第7作業隊	88	図面番号4の左岸	

番 号	河川名	河川 管理 者	図面 番号 (旧)	重 要 水 防 区 域							被害対策		隊 員 数	担 当 作 業 隊	摘 要		
				地区名	左 右 岸 の 別	目 標	評 定 基 準 種 別	基 準 区 別	延 長 (m)	特に警 戒を要 する延 長(m)	予 想 さ れ る 危 険 概 要	対 水 工 法				宅 地 戸	耕 地 h a
59	犀 川	県	88	駒橋	左 右	萩下橋下流	越水	B	300 300	300 300	家屋浸水	積み土の工		40	第10作業隊	53	
60	長木川	〃	89	山田渡	左	米代川合流点～上流	越水	A	100	50	家屋浸水・耕地冠水	〃	25	50	第2作業隊	56	
61	大茂内川	〃	90	大茂内	左 右	長木川合流点～上流	越水	B	2,000 2,000	500 500	〃	〃	110	200	第3作業隊	〃	
62	軽井沢川	市	1	五輪岱	左 右	五輪岱中央～米代川合流点	堤防高	B	200 200		家屋浸水	積み土の工	10		第7作業隊	88	
63	大滝沢川	〃	2	〃	左 右	米代川合流点付近	堤防高	B	100		〃	〃	5	1	〃	〃	県砂防施設
64	大滝川	〃	3	大滝	左 右	J R花輪線鉄橋付近～上流	無堤	B	150 150		家屋浸水・耕地冠水	〃	3	〃	〃	〃	
65	曲田沢川	〃	4	曲田	左 右	米代川合流点～150m上流地点	堤防高	B	60 60		〃	〃	1	〃	〃	〃	
66	餌釣沢川	〃	5	餌釣・萩ノ台	左 右	餌釣橋下流～柄沢川合流点	堤防高	B	1,500 1,500		〃	〃	150	20	第1作業隊	74	一部擁壁 未改修

※ 国土交通省管理河川・・・26箇所

※ 秋田県管理河川・・・35箇所

※ 大館市管理河川・・・5箇所 計 66箇所

3 農業用ため池一覧表

(1) 大館地域 (6 1 箇所のうち防災重点ため池 3 4 箇所)

防災重点ため池の選定基準…H30. 7月豪雨等を踏まえ、県が市と調整して再選定。家屋や公共施設等が存在する地域で、決壊した場合、人的被害を与えるおそれのあるため池を選定。

整理番号	所在地	所在地	名称	管理者名	築造・改修年代	総貯水量 (㎤)	堤高 (m)	堤頂長 (m)	集落名(被害想定)	戸数 (被害想定) (戸)	水田(かんがい面積) (ha)	冠水面積 (被害想定) (㎤)	摘要
1	商人留字大沢口	商人留	釈迦池	大館市土地改良区	S46	1,500.0	19.8	140	商人留、釈迦内	360	425	6.63	防災重点ため池
2	芦田字手代	芦田子	手代沼	大館市土地改良区	H13	390.0	7.7	150	芦田子、天下町、下代野	67	40.8	2.65	防災重点ため池
3	芦田字上岱	芦田子	中池	大館市土地改良区	明治	115.0	5.5	150	天下町、小釈迦内	40	7	1.25	防災重点ため池
4	芦田字上岱	芦田子	大堤(保戸池)	大館市土地改良区	明治	24.0	4	80	天下町	40	12	0.56	防災重点ため池
5	大茂内字諏訪台	大茂内	頭堤	大館市土地改良区	明治	120.0	7	185	大茂内	60	21	0.12	防災重点ため池
6	大茂内字諏訪台	大茂内	中堤	大館市土地改良区	明治	20.0	3	57	大茂内	60	21	0.12	防災重点ため池
7	大茂内字諏訪台	大茂内	下堤	大館市土地改良区	明治	6.0	2	50	大茂内	60	21	0.12	防災重点ため池
8	大茂内字上櫓木台	大茂内	新池	大館市土地改良区	明治	3.0	4.5	200	大茂内	20	12	0.12	防災重点ため池
9	柄沢字大沢	柄沢	柄沢第1号	大館市土地改良区	S26	188.0	16	93	柄沢、田代町、小館花、舟場	50	63	1.87	防災重点ため池
10	柄沢字大沢尻	柄沢	柄沢第2号	大館市土地改良区	昭和	110.0	12	98	柄沢、田代町、小館花、舟場	50	63	1.87	防災重点ため池
11	柄沢字大沢尻	柄沢	柄沢第3号	大館市土地改良区	明治	10.0	4	100	柄沢、田代町、小館花、舟場	50	63	0.19	防災重点ため池
12	柄沢字小柄沢	柄沢	小柄沢堤	大館市土地改良区	明治	18.0	4.8	20	柄沢	5	2	0.06	防災重点ため池
13	比内前田字平馬	比内前田	黒滝池	芳賀良一	大正	50.0	8	70	比内前田	10	5	0.3	防災重点ため池
14	比内前田字堤沢9	比内前田	比内前田ため池	大館市土地改良区	S59	107.0	10.2	106	比内前田	42	45	0.91	防災重点ため池
15	杉沢字矢堰沢堤上	大子内	大子内大堤	大館市土地改良区	H10	120.0	8.5	104	大子内	31	41	0.41	防災重点ため池
16	東字岩神沢	長根山	岩神	大館市土地改良区	S41	665.0	21.6	130	長根山	70	120	0.46	防災重点ため池
17	餌釣字沢	餌釣	餌釣	大館市土地改良区	S47	160.0	17.7	80	餌釣	71	39.4	0.75	防災重点ため池
18	十二所字森吉沢	十二所	森吉沢ため池	大館市土地改良区	S12	120.0	13.6	87		86	62	0.4	
19	柏田字上羽立西	上羽立西	岩本大堤	大館市土地改良区	明治	10.0	5.5	118	清水川	20	20	0.1	防災重点ため池
20	柏田字両堤	中羽立	両堤	大館市土地改良区	明治	46.0	5.5	107	中羽立	40	35	0.08	防災重点ため池
21	柏田字両堤	柏田	大堤	大館市土地改良区	明治	40.0	5	50	中羽立	20	20	0.04	防災重点ため池
22	曲田字沢口89	曲田	沢口ため池(曲田)	曲田水利組合	H24	30.0	10.1	54	曲田	55	32.5	0.01	防災重点ため池
23	曲田字上聖	曲田	家ノ後ため池	曲田水利組合	不明	24.0	6	82	曲田	55	36	0.1	防災重点ため池
24	松峰字土灌58-2	松峰	松峰(不動池)	松峰水利組合	S57	210.0	19.9	120	松峰	45	60	0.25	防災重点ため池

整理番号	所在地	所在地	名称	管理者名	築造・改修年代	総貯水量 (km ³)	堤高 (m)	堤頂長 (m)	集落名(被害想定)	戸数 (被害想定) (戸)	水田(かんがい面積) (ha)	冠水面積 (被害想定) (km ²)	摘要
25	字東台	長根山	長根山ため池	大館市土地改良区	明治	21.4	2.9	68	長根山	5	5	0.03	防災重点ため池
26	粕田字数馬	上羽立	数馬大堤	大館市土地改良区	大正	12.0	4	40		10	10	0.02	
27	粕田字男神	粕田	男神第1堤	大館市土地改良区	明治	15.0	4	47	粕田	5	5	0.02	
28	花岡町字土目内	土目内	向堤	土目内部落 沢口俊克	不明	6.0	2	109		4	2	0.03	
29	花岡町字土目内	土目内	長堤	土目内部落 沢口岩雄	昭和	4.0	2	75		7	2	0.01	
30	花岡町字繁沢	花岡	八幡ため池	斉藤専悦	不明	3.0	4	47	繁沢	6	2	0.06	防災重点ため池
31	花岡町字繁沢	花岡	大台下	斉藤専悦	不明	2.0	3	30		1	2	0.03	
32	花岡町字長森	長森	長森ため池	大森久夫	大正	60.0	5	85	本郷	10	2	0.14	
33	花岡町字長森	花岡	勘太堤	阿部清士	不明	2.0	2	30	花岡	1	1	0.01	
34	十二所字大水口沢	十二所	十二所ため池	十二所部落 本間鉄也	昭和	20.0	6	48	十二所	45	20	0.05	防災重点ため池
35	道目木字上ノ沢	道目木	上ノ沢池	道目木湯水組合	昭和	4.0	6	63	道目木	36	40	0.65	防災重点ため池
36	川口字十三森	川口	十三森	共同施行 長崎則夫	不明	26.0	4.9	89	川口	7	5.1	0.03	防災重点ため池
37	十二所字長根沢	別所	別所ため池	大館市土地改良区	S48	212.0	19	103	別所	92	75	0.2	防災重点ため池
38	十二所字窄合	十二所	窄合ため池	畠山祐吉	昭和	50.0	10	74		40	7	0.08	
39	十二所字平内沢	十二所	平内沢堤	秋本一男	不明	80.0	7	58		40	16	0.1	
40	川口字鳴滝沢	川口	鳴滝沢ため池	佐藤正	S23	12.0	4.5	24		24	22	0.22	
41	比内前田字平馬下段	比内前田	平馬堤	芳賀健史	不明	30.0	2.5	63	比内前田	15	8	0.01	防災重点ため池
42	大子内字ハッ橋	大子内	谷地橋池	石戸谷寿	不明	10.0	5	100		10	5	0.05	
43	大披字開沢	大披	曲沢堤	小笠原喜一	不明	3.0	5.5	41			5		
44	十二所字上太沢	大滝	大滝ため池	大滝水利組合	不明	2.0	6	32		12	20	0.06	
45	花岡町字土目内	土目内	赤堤	沢口岩雄	明治	1.4	3.1	50		1	0.4	0.06	
46	花岡町字繁沢	繁沢	狐台ため池	高橋一男	不明	2.0	2.2	40		1	3	0.12	
47	大披字カクマ沢	大披	ガクマ溜池	小笠原喜一	明治	3.0	4	40		6	5	0.01	
48	花岡町字土目内	土目内	釈迦堤	澤口俊克	明治	4.0	4.1	88		1	1		
49	花岡町字土目内	土目内	政堤	松崎鉄蔵	明治	1.7	2.1	52		1	0.7		
50	花岡町字土目内	土目内	源蔵沢堤	大森甚松外1名	明治	1.6	2.4	57		1	0.8		
51	花岡町字土目内	土目内	務沢堤	浅利健一	明治	0.6	1.7	28		1	0.5		

整理番号	所在地	所在地	名称	管理者名	築造・改修年代	総貯水量 (km ³)	堤高 (m)	堤頂長 (m)	集落名(被害想定)	戸数 (被害想定) (戸)	水田(かんがい面積) (ha)	冠水面積 (被害想定) (km ²)	摘要
52	花岡町字小坪川	小坪沢	小坪沢下堤	大森公映外1名	明治	3.5	3.5	51	小坪沢	2	0.6		
53	花岡町字小坪川	小坪沢	小坪第1堤	佐藤定雄	明治	1.9	3.1	21		1	0.5		
54	花岡町字繁沢	花岡	国造地	高杉作次郎	明治	1.9	4	30		1	1		
55	道目木字下上代	道目木	下の沢	道目木湯水組合	不明	6.0	2.1	35	道目木	1	0.7		防災重点ため池
56	花岡町字土目内	土目内	古堤	大森栄	明治	1.4	3.8	34		1	0.7		
57	花岡町字長森	長森	ふじ池	大森久夫	不明	1.3	3.4	30		1	0.6		
58	粕田字上羽立西	粕田	向堤	岩谷辰夫	明治	1.8	4.1	66	粕田	1	0.7		防災重点ため池
59	餌釣字沢	餌釣	大沢	大館市土地改良区	不明	25.0	5.5	150	餌釣	72	48		防災重点ため池
60	十二所字上太沢	十二所	上太沢	大滝水利組合	不明	9.0	6	41			10		
61	大茂内字諏訪台	大茂内	下堤(B)	大館市土地改良区	昭和	60.0	3	45	大茂内	不明	21		防災重点ため池

(2) 比内地域 (2 5 箇所のうち防災重点ため池 5 箇所)

整理番号	所在地	所在地	名称	管理者名	築造・改修年代	総貯水量 (km ³)	堤高 (m)	堤頂長 (m)	集落名(被害想定)	戸数 (被害想定) (戸)	水田(かんがい面積) (ha)	冠水面積 (被害想定) (km ²)	摘要
1	比内町片貝字伊勢堂東	片貝	後谷地	渡部進	明治	9.0	2	36	片貝	8	5	0.03	防災重点ため池
2	比内町八木橋字中岱	八木橋	上堤	松澤幹男	不明	16.0	3.5	110		20	25	0.16	
3	比内町谷地中字大巻沢	大巻	大巻沢	大館市土地改良区	不明	60.0	7	142		42	34	0.2	
4	比内町谷地中字大巻沢	大巻	大巻沢下	鎌田誠市	不明	15.0	3	130		8	34	0.2	
5	比内町中野字八面沢	五日市	八面沢	大館市土地改良区	S55	681.0	16.5	270	五日市、田尻、向田、駒橋	40	59	1.2	防災重点ため池
6	比内町中野字八面沢	五日市	五日市	大館市土地改良区	明治	10.0	3.5	180	五日市	6	5	1.2	防災重点ため池
7	比内町味噌内字屋布尻	下味噌内	味噌内	宿内土地改良組合 北村鉄正	大正	14.0	3	118		18	31.7	0.45	
8	比内町八木橋字堤ノ上	八木橋	下堤	松澤幹男	昭和	20.0	3.5	104		36	30	0.3	
9	比内町八木橋字室子沢	八木橋	中堤	松澤幹男	不明	18.0	2.5	100		36	30	0.3	
10	比内町八木橋字中岱	二ツ森	新堤	伊藤平左衛門	明治	16.0	2	73		36	3	0.3	
11	比内町八木橋字寺ノ沢	畑沢	畑沢	畑沢部落 畠山宣夫	不明	4.0	5	50		11	7	0.1	
12	比内町白沢水沢字堤下	白沢	白沢下	長田福憲	不明	5.0	2.5	68		9	14	0.14	

整理番号	所在地	所在地	名称	管理者名	築造・改修年代	総貯水量 (km ³)	堤高 (m)	堤頂長 (m)	集落名(被害想定)	戸数 (被害想定) (戸)	水田(かんがい面積) (ha)	冠水面積 (被害想定) (km ²)	摘要
13	比内町谷地中宇除沢堤上	弥助	弥助	弥助水利組合	不明	30.0	8.3	109	大巻	42	30	0.2	防災重点ため池
14	八木橋字谷地頭	板戸	板戸上	板戸集落 畠山多喜男	不明	3.0	3.5	34		16	11	0.11	
15	比内町味噌内字二又台上	二又間戸石	大沢	味噌内郷中 宿内土地改良組合	昭和	115.0	11.1	78		50	45	0.86	
16	比内町味噌内字上宿内	宿内	宿内下	北村鉄正	昭和	13.0	4.5	49		45	20	0.3	
17	比内町谷地中宇羽貫谷地	大巻	大巻	渡部昭一	明治	25.0	4	125		4	5	0.05	
18	比内町白沢水沢字坂下	白沢	白沢	長田福憲	明治	2.0	3	40	水沢	3	0.5	0.03	
19	比内町味噌内字上宿内	宿内	宿内(上)	宿内土地改良組合 北村鉄正	昭和	4.0	2.5	33		45	20	0.2	
20	比内町味噌内字牛ヶ首	宿内	宿内沢(上)	宿内土地改良組合 北村鉄正	不明	1.0	2	33		4	2	0.01	
21	比内町味噌内字牛ヶ首	宿内	宿内沢(下)	宿内土地改良組合 北村鉄正	不明	1.0	3	37		4	2	0.01	
22	比内町八木橋字鎌谷地沢	板戸	板戸	板戸集落 畠山多喜男	昭和	1.0	2	50		3	2	0.01	
23	比内町独鈷字春木沢	独鈷	春木沢	小丹波潔	明治	1.0	2.7	40		7	9	0.01	
24	比内町独鈷字桂沢	独鈷	桂沢	小丹波潔	明治	5.0	4	58		9	14	0.01	
25	比内町新館字真館	独鈷	新館	本間良太郎外1名	不明	4.8	3.5	43	新館	2	0.7		防災重点ため池

(3) 田代地域 (2 5 箇所のうち防災重点ため池 6 箇所)

整理番号	所在地	所在地	名称	管理者名	築造・改修年代	総貯水量 (km ³)	堤高 (m)	堤頂長 (m)	集落名(被害想定)	戸数 (被害想定) (戸)	水田(かんがい面積) (ha)	冠水面積 (被害想定) (km ²)	摘要
1	外川原字兔沢	外川原	木越上	外川原常会長 花田義博	明治	8.0	3.7	80		16	20	0.05	
2	外川原字兔沢	外川原	木越下	外川原常会長 花田義博	明治	53.0	9.3	88		16	20	0.05	
3	早口字田の沢	本郷	田の沢	田代町土地改良区	大正	57.0	8.4	94		63	47	0.07	
4	早口字中岱	本郷	本郷	田代町土地改良区	明治	8.0	1.4	70	本郷	25	10	0.16	防災重点ため池
5	山田字花岡越	山田	花岡越	浅利孝一	昭和	10.0	5	53		7	10	0.1	
6	早口字堤下岱	大岱	大岱	代表者 工藤敏成	明治	12.0	5.4	45	大岱	11	10	0.1	防災重点ため池
7	山田字下館務沢	山田	下館務沢	田代町土地改良区	昭和	5.0	7	114		50	25	0.25	
8	山田字上畑の沢	山田	畑の沢	浅利二雄	明治	10.0	5.5	72		60	50	0.5	

整理 番号	所在地	所在地	名称	管理者名	築造・改修 年代	総貯水量 (km ³)	堤高 (m)	堤頂長 (m)	集落名(被害想定)	戸数 (被害想定) (戸)	水田(かん がい面積) (ha)	冠水面積 (被害想定) (km ²)	摘要
9	山田字館ヶ沢	山田	中館の沢	浅利重博	昭和	1.0	2	43	山田	1	2	0.05	
10	山田字館ヶ沢	山田	館ヶ沢	幸坂邦夫	昭和	5.0	5	56		2	2	0.11	
11	山田字杉の沢	山田	杉の沢	浅利政益	昭和	3.5	1.8	35	美杉	1	10	0.07	防災重点ため池
12	岩瀬字上岩瀬上野	上岩瀬	五衛門	古家滝男(亡)	明治	6.0	3.5	40	上岩瀬	8	2	0.14	防災重点ため池
13	山田字赤菰沢	山田	赤菰沢	藤島光雄	昭和	5.0	4.5	35		3	5	0.01	
14	早口字深沢矢板岱	山田	花田善一郎	花田明子	明治	1.5	2.6	38		1	1	0.06	
15	山田字中館沢	山田	中館沢	藤嶋金哉	明治	2.0	3.7	46		8	14	0.01	
16	早口字前田	岩野目	前田	前田水利組合	明治	2.0	3	51		9	4	0.04	
17	早口字深沢矢板岱	深岱	花田福松	花田善幸	明治	2.0	2.8	43		1	2	0.06	
18	山田字兵助沢	山田	兵助沢	岩沢寛	昭和	1.0	2.4	24		3	4	0.01	
19	山田字北小沢	山田	北小沢	岩沢寛	昭和	2.0	2.2	37		3	3	0.01	
20	早口字稻荷後岱	深岱	稻荷後	高橋忠幸	明治	2.0	2.7	52	深岱、大岱	9	0.9	0.06	防災重点ため池
21	早口字堤下岱	大岱	稻荷後岱	高橋重光	明治	0.8	2	35		1	0.5		
22	早口字大岱中岱	深岱	大岱中岱	花田与助	明治	0.9	2.2	48	深岱	1	0.5		防災重点ため池
23	山田字柳沢	山田	柳木沢前	片岡長利	明治	0.4	2.3	28		1	0.7		
24	山田字務沢	山田	務沢	浅利賢悦	明治	0.8	2.8	23		1	0.6		
25	山田字上館沢	山田	上館ノ沢	赤坂一詔	明治	0.8	3	27		1	0.5		

【防災ため池選定基準】 ため池から100m未満に家屋、公共施設が存在 同100～500mに家屋、公共施設があり貯水量1,000m³以上 同500m以上で家屋、公共施設があり貯水量5,000m³以上 各種状況から県及び市が必要と認めるもの

農業用ため池 合計 1 1 1 箇所（うち防災重点ため池 4 5 箇所）

内訳	大館地域	61箇所（防災重点ため池34箇所）
	比内地域	25箇所（防災重点ため池 5箇所）
	田代地域	25箇所（防災重点ため池 6箇所）

第4章 予報及び警報

1 気象庁が行う予報及び警報

(1) 秋田地方気象台が発表または伝達する注意報及び警報

秋田地方気象台長は、気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるときは、その状況を東北地方整備局長及び秋田県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

水防活動の利用に適合する(水防活動用)注意報及び警報は、指定河川洪水予報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報、危険警報及び特別警報をもって代える。

なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する注意報、警報の名称と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、危険警報、特別警報の名称及びそれらの発表基準は、次のとおりである。

水防活動の利用 に適合する 注意報・警報	一般の利用に適合 する注意報・警報・ 危険警報・特別警報	発表基準
水防活動用 気象注意報	レベル2 大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがある と予想したとき
水防活動用 気象警報	レベル3 大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれ があると予想したとき
	レベル4 大雨危険警報	大雨による重大な災害が発生するおそれ が大きいと予想したとき
	レベル5 大雨特別警報	台風や集中豪雨等により浸水害の起こる おそれが著しく大きい降雨量に相当する 大雨が予想される場合
水防活動用 洪水注意報	レベル2 氾濫注意報 (洪水注意報)	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水 し、災害が発生するおそれがあると予想 したとき
水防活動用 洪水警報	レベル3 氾濫警報 (洪水警報)	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水 し、重大な災害が発生するおそれがある と予想したとき
	レベル4 氾濫危険警報 (洪水警報)	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水 し、重大な災害が発生するおそれが大き いと予想したとき

	レベル5 氾濫発生情報 (洪水警報)	台風や集中豪雨等により河川の氾濫の起こるおそれが著しく大きくなることが予想される場合 レベル5 氾濫特別警報と一体的に発表
--	-----------------------------------	---

(レベル2 大雨注意報発表基準)

一次細分区域	市町村等を まとめた地域	市町村等	表面雨量 指数基準	土壌雨量 指数基準
内陸	北秋鹿角地域	大館市	7	6 9
【備考】 基準値における「…以上」の「以上」は省略した。 土壌雨量指数基準は 1km 四方毎に設定しているが、欄内の土壌雨量指数基準は市における基準値の最低値を示している。表面雨量指数基準は、市域内において単一の値をとる。				

(レベル3 大雨警報発表基準)

一次細分区域	市町村等を まとめた地域	市町村等	表面雨量 指数基準	土壌雨量 指数基準
内陸	北秋鹿角地域	大館市	1 2	9 6
【備考】 基準値における「…以上」の「以上」は省略した。 土壌雨量指数基準は 1km 四方毎に設定しているが、欄内の土壌雨量指数基準は市における基準値の最低値を示している。表面雨量指数基準は、市域内において単一の値をとる。				

(レベル2 氾濫注意報(洪水注意報)発表基準)

一次細分区域	市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量 指数基準	複合基準	指定河川洪水 予報による基準
内陸	北秋鹿角地域	大館市	米代川流域 = 30、早口川流域 = 17.1、岩瀬川流域 = 19.5、山田川流域 = 9.9、引欠川流域 = 11.7、長木川流域 = 27、犀川流域 = 13.7、小森川流域 = 4.7、下内川流域 = 9.6、乱川流域 = 6.3、大森川流	米代川流域 = (5、29.7) 早口川流域 = (5、13.7) 岩瀬川流域 = (5、19.5) 山田川流域 = (5、9.9) 引欠川流域 = (5、9.5) 長木川流域 = (5、27) 犀川流域 (5、13.7) 小森川流域 = (5、4.7)	米代川(十二所)

			域 = 6.1、花岡川流域 = 5.2、大茂内川流域 = 6.1、板戸川流域 = 4.2、炭谷川流域 = 3.9	下内川流域 = (5、9.4) 乱川流域 = (5、6.3) 花岡川流域 = (5、5.2) 板戸川流域 = (5、2.8) 炭谷川流域 = (6、3)	
【備考】 基準値における「…以上」の「以上」は省略した。 複合基準は、河川における代表地点の表面雨量指数、流域雨量指数の組み合わせによる基準値を示している。 欄中、「○○川流域 = ○」は、「○○川流域の流域雨量指数○以上」を意味する。「○○川流域 = 、○」は、「○○川流域の表面雨量指数 以上かつ流域雨量指数○以上」を意味する。 「指定河川洪水予報による基準」の「米代川(十二所)」は、「指定河川である米代川に発表された洪水予報において、十二所基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。					

(レベル3 氾濫警報(洪水警報)発表基準)

一次細分 区域	市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量 指数基準	複合基準	指定河川洪水 予報による基準
内陸	北秋鹿角地域	大館市	米代川流域 = 37.5、早口川流域 = 21.4、岩瀬川流域 = 24.4、山田川流域 = 12.4、引欠川流域 = 14.7、長木川流域 = 33.8、犀川流域 = 20.5、小森川流域 = 5.9、下内川流域 = 12.1、乱川流域 = 7.9、大森川流域 = 7.7、花岡川流域 = 6.6、大茂内川流域 = 7.7、板戸川流域 = 5.3、炭谷川流域 = 4.8	米代川流域 = (5、33) 早口川流域 = (5、19.2) 長木川流域 = (5、30.4) 犀川流域 = (5、18.4) 下内川流域 = (5、10.8) 花岡川流域 = (5、5.9)	米代川(十二所)
【備考】 基準値における「…以上」の「以上」は省略した。 複合基準は、河川における代表地点の表面雨量指数、流域雨量指数の組み合わせによる基準値を					

示している。

欄中、「○○川流域＝○」は、「○○川流域の流域雨量指数○以上」を意味する。「○○川流域＝○、○」は、「○○川流域の表面雨量指数 ○以上かつ流域雨量指数○以上」を意味する。

「指定河川洪水予報による基準」の「米代川（十二所）」は、「指定河川である米代川に発表された洪水予報において、十二所基準観測点で氾濫警戒情報または氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを意味する。

（大雨警報等を補足する情報）

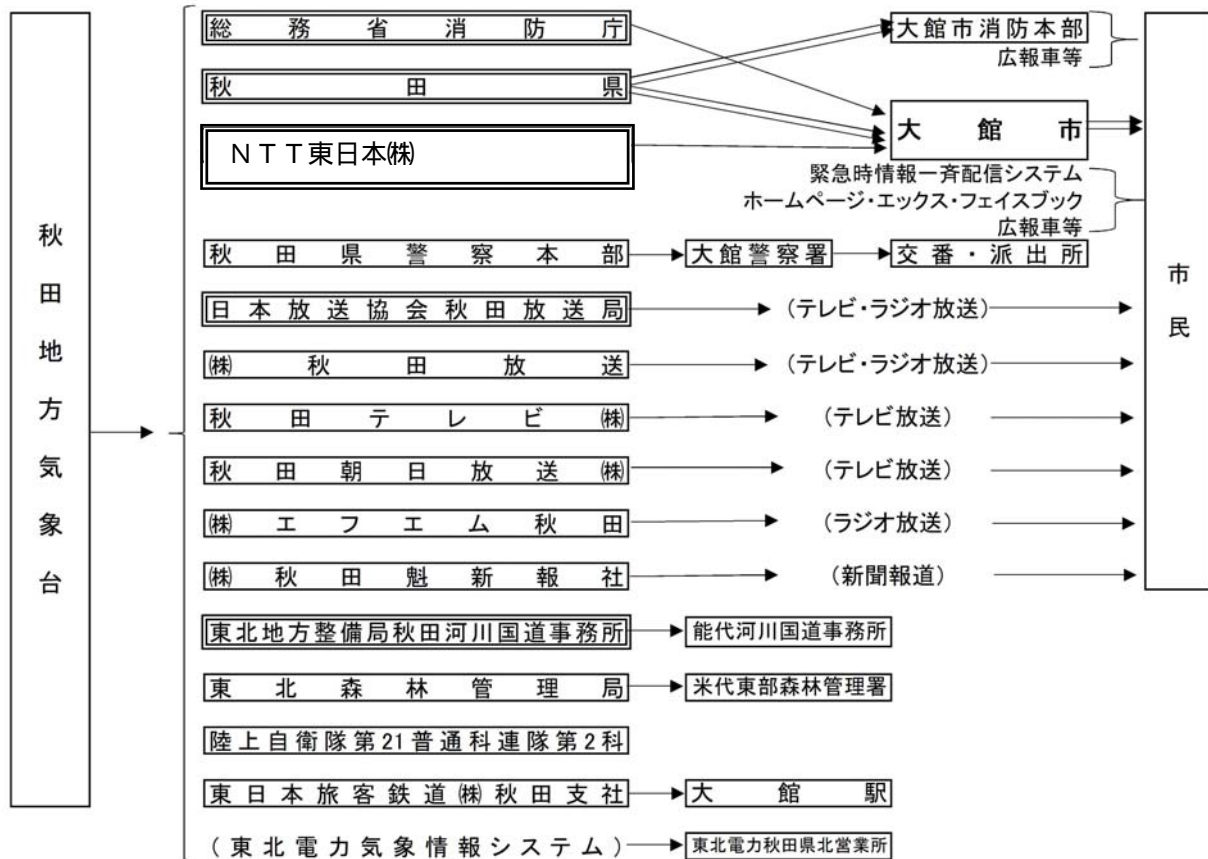
気象庁は、注意報、警報、危険警報、特別警報を補足する情報として、浸水キキクル、洪水キキクル、大雨キキクルおよび流域雨量指数の予測値を発表する。これらの概要は次のとおりである。

種 類	内 容
浸水キキクル	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報（常時10分毎に更新）
洪水キキクル	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で概ね1 km ごとに5段階に色分けして示す情報（常時10分毎に更新）
大雨キキクル	浸水キキクルと洪水キキクルを統合して示す情報
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、大雨警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示した情報（常時10分毎に更新）

（レベル5大雨特別警報発表基準）

台風や集中豪雨により、数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合

参考...気象庁は、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合として降雨量その他に関し気象庁が定める基準に該当する場合には、大雨についての一般の利用に適合する警報（特別警報）をする。なお、水防活動用の特別警報は設けられていない。



※二重枠の機関は、気象業務法第15条の規定に基づく法定伝達先

※二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路

2 洪水予報河川における洪水予報 米代川（国管理）のみ

（１）名称及び発表基準

秋田県知事は、国土交通大臣が指定した河川（本市では米代川（国管理分））について洪水予報の通知を受けたとき、または知事が指定した河川（本市はなし）について洪水予報をしたときは、水防管理者（大館市長）に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知するものとする。

また、避難情報発令の判断に資するため、大臣が指定した河川については大臣から、大館市長にその通知に係る事項を通知する。

発表する情報の名称、基本的な発表基準は、次のとおりである。

種 類	発表基準
レベル２ 氾濫注意報 （洪水注意報）	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき
レベル３ 氾濫警報 （洪水警報）	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、または、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき
レベル４ 氾濫危険警報 （洪水警報）	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、または、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき
レベル５ 氾濫発生情報 （洪水警報）	氾濫が発生または氾濫発生水位に到達したとき レベル５ 氾濫特別警報と一体的に発表
レベル２ 氾濫注意報 （警報解除）	レベル４ 氾濫危険警報またはレベル３ 氾濫警報を発表中に、基準水位観測所の水位が避難判断水位を下回ったとき（氾濫注意水位を下回った場合を除く） または、氾濫警報発表中に、基準水位観測所の水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達したときを除く）
レベル２ 氾濫注意報解除	レベル５ 氾濫発生情報、レベル４ 氾濫危険警報、レベル３ 氾濫警報またはレベル２ 氾濫注意報を発表中に、基準水位観測所の水位が氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれがなくなったとき

(2) 国が行う洪水予報

洪水予報を行う河川名、区域

予報区域名	河川名	区 域
米代川	米代川	左岸 大館市比内町扇田字本道端 77 番地先から河口まで 右岸 大館市山館字大樽木地先から河口まで

洪水予報の対象となる基準水位観測所

予報区域名	河川名	観測所名	地先名	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	氾濫発生水位	計画高水位	対象距離
米代川	米代川	十二所	十二所字十二所町 (十二所橋下流)	m 2.50	m 3.00	m 6.10	m 6.40	m 7.50	m —	k m 21.40

洪水予報の担当官署

予報区域名	担当官署
米代川	国土交通省能代河川国道事務所 気象庁秋田地方気象台

洪水予報の発表形式

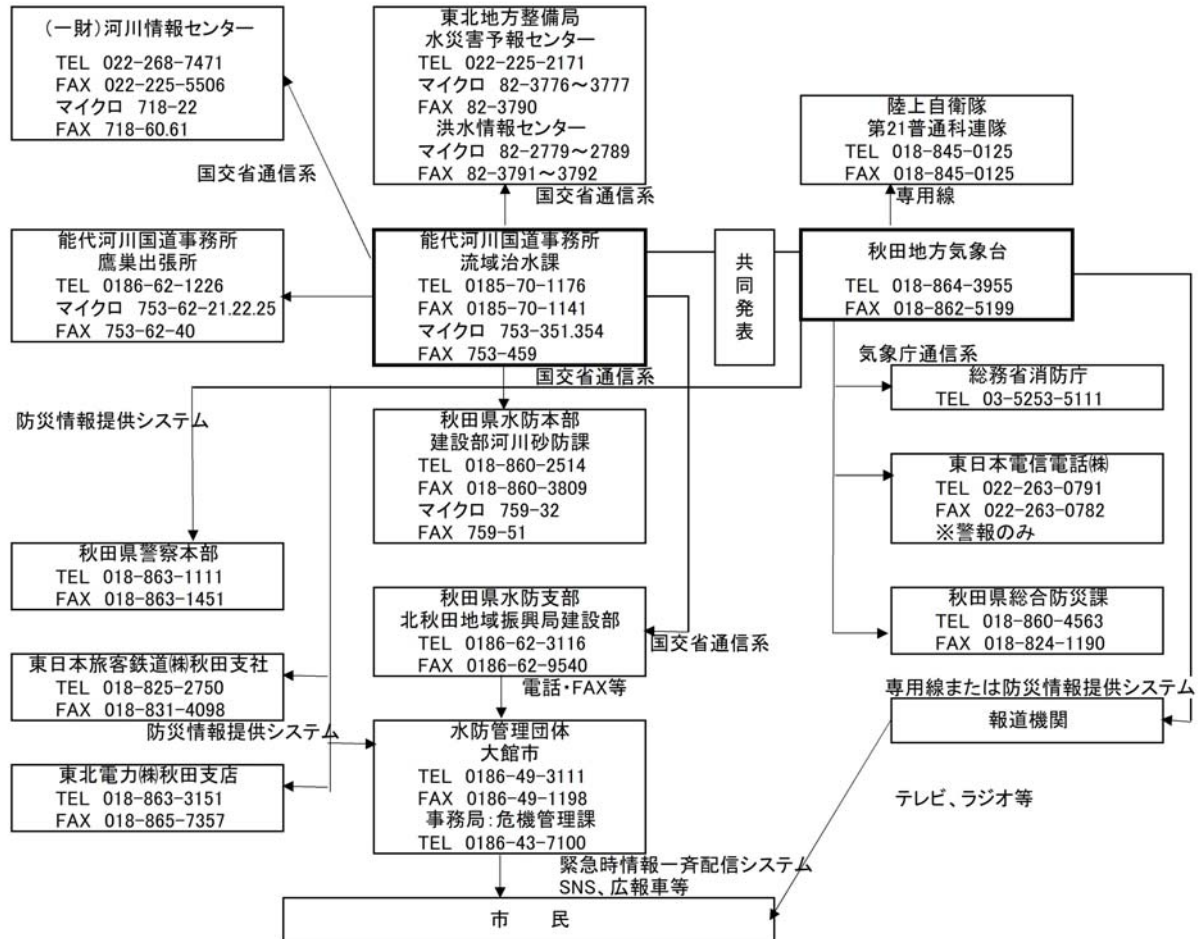
発表形式は、県水防計画に示す様式による。

洪水浸水想定区域

予報区域名	河川名	洪水予報基準観測所	受け持ち区間	浸水想定区域
米代川	米代川	十二所	左岸 大館市比内町扇田地区～外川原地区（北秋田市境） 右岸 大館市山館地区～長坂地区まで	扇田、二井田、吉富士・四羽出、板沢、外川原、山館・金谷、池内、根下戸・舟場、立花・川口、山田渡・土貝、横岩・岩瀬、出口1・坂地、長坂・大巻

洪水予報の伝達経路及び手段

米代川洪水予報伝達系統図



3 水位周知河川における水位到達情報

(1) 種類及び発表基準

秋田県知事は、国土交通大臣が指定した河川（本市では米代川（国管理分））について水位到達情報の通知を受けたとき、または知事が指定した河川（米代川上流、長木川、下内川、犀川）について、水位が氾濫危険水位（法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位。）に達したときは、その旨を当該河川の水位または流量を示して水防管理者（大館市長）及び量水標管理者（水位観測管理責任者）に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させる。

また、避難情報発令の判断に資するため、大臣が指定した河川については大臣から、知事が指定した河川については知事から、大館市長にその通知に係る事項を通知する。

氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報（レベル3 氾濫警戒情報）（レベル2 氾濫注意水位を下回った場合の情報（氾濫注意情報の解除）を含む。）レベル5 氾濫発生情報の発表は、可能な範囲で行うこととする。

発表する情報の種類、基本的な発表基準は次のとおり。

種 類	発表基準
レベル2 氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達したとき
レベル3 氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき
レベル4 氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき
レベル5 氾濫発生情報	氾濫が発生、または氾濫発生水位に到達したとき
レベル2 氾濫注意情報解除	レベル5 氾濫発生情報、レベル4 氾濫危険情報、レベル3 氾濫警戒情報またはレベル2 氾濫注意情報を発表中に、水位が氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき

氾濫危険水位は、箇所ごとの危険水位を洪水予報観測所に換算した水位のうち、洪水予報の受け持つ予報区域において最も低い水位である。箇所ごとの危険水位は、計画高水位もしくは越水（堤防があるところの水のあふれ）または溢水（堤防がないところの水のあふれ）が発生するまでのリードタイムを考慮して設定した水位のどちらか低い方の水位をもって設定している。

氾濫発生水位は、箇所毎の氾濫開始水位を洪水予報観測所地点に換算した水位（氾濫開始相当水位）のうち、洪水予報の受け持つ予報区域において最も低い水位であり、これまで「氾濫する可能性のある水位」と称していた水位のことである。箇所毎の氾濫開始水位は、堤防天端高又は背後地盤高など氾濫が開始する水位をもって設定する。

（２） 国土交通省が行う水位到達情報の通知

水位到達情報の通知を行う河川名、区域

河川名	区 域
米代川	左岸 大館市比内町扇田字本道端 77 番地先から河口まで 右岸 大館市山館字大樽木地先から河口まで

水位到達情報の通知の対象となる基準水位観測所

河川名	観測所名	地先名	水防団 待機水位 (通報水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難 判断水位	氾濫 危険水位 (洪水特別 警戒水位)	計画高 水位
米代川	十二所	十二所字十二所町 (十二所橋下流)	2.50	3.00	6.10	6.40	-

水位到達情報の通知の担当官署

河川名	担当官署
米代川	国土交通省能代河川国道事務所 気象庁秋田地方気象台

水位到達情報の通知の発表形式

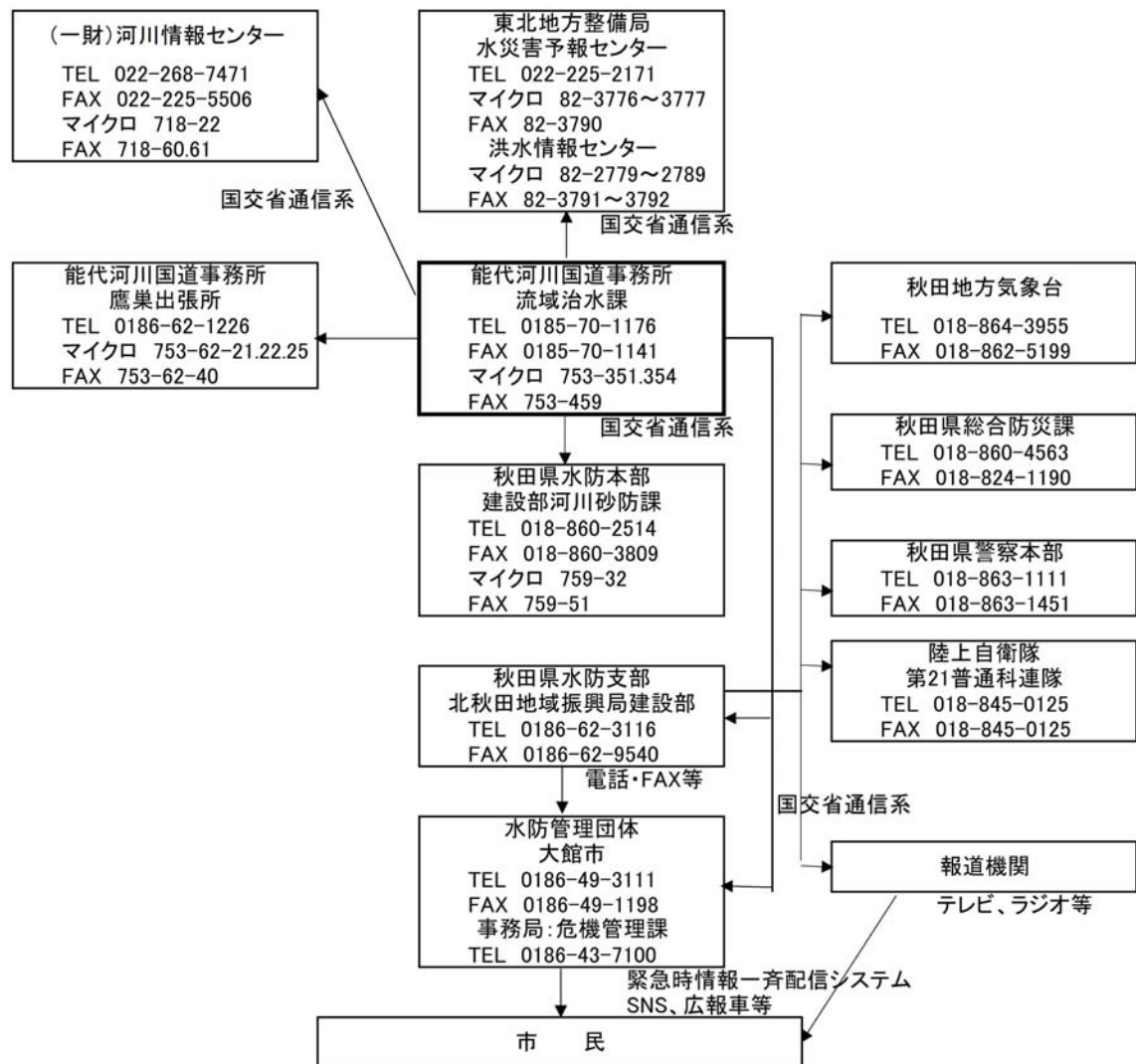
発表形式は、県水防計画に示す様式による。

洪水浸水想定区域

河川名	洪水予報 基準観測所	受け持ち区間	浸水想定区域
米代川	十二所	左岸 大館市比内町扇田地区～外川原 地区（北秋田市境） 右岸 大館市山館地区～長坂地区まで	扇田、二井田、吉富士・四羽出、板 沢、外川原、山館・金谷、池内、根 下戸・舟場、立花・川口、山田渡・ 土貝、横岩・岩瀬、出口1・坂地、長 坂・大巻

水位到達情報の伝達経路及び手段

米代川水防警報伝達系統図



(3) 秋田県が行う水位到達情報の通知

水位到達情報の通知を行う河川名、区域

水系名	河川名	観測所名	区 域
米代川	米代川	扇田	土深井沢川合流点～大館市比内町扇田字本道端 77
	長木川	有浦	大館市茂内一の渡橋～JR 花輪線橋梁
		餅田	JR 花輪線橋梁～米代川合流点
	下内川	白沢	大館市白沢中の渡橋～大森川合流点
		松峰	大森川合流点～長木川合流点
	犀 川	二井田	炭谷川合流点～米代川合流点

水位到達情報の通知の対象となる基準水位観測所

河川名	観測所名	地先名	水防団 待機水位 (通報水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難 判断水位	氾濫 危険水位 (洪水特別 警戒水位)
米代川	扇 田	扇田字本道端 (扇田大橋上流)	2.70	3.50	3.70	4.00
長木川	有 浦	有浦六丁目 (下町橋下流)	1.20	2.00	2.80	3.70
〃	餅 田	餅田字石淵袋 (餅田橋上流)	1.20	2.00	3.00	3.50
下内川	白 沢	白沢字伊勢堂下 (中の渡橋上流)	0.80	1.00	1.20	1.50
〃	松 峰	松峰字村下 (新松峰橋)	1.30	1.60	2.80	3.40
犀川	二井田	二井田字上出向 (二井田橋上流)	1.35	2.00	2.60	2.90

水位到達情報の通知の担当官署

河川名	担当官署
米代川	北秋田地域振興局建設部
長木川	
下内川	
犀 川	

水位到達情報の通知の発表形式

発表形式は、県水防計画に示す様式による。

洪水浸水想定区域

河川名	観測所名	洪水浸水想定区域
米代川	扇田	曲田、軽井沢、大滝、十二所、猿間、葛原、沢尻、中山、扇田、道目木
長木川	有浦	清水町住宅、清水南町、御成町三～五丁目、清水町、有浦三丁目、有浦六丁目、東有浦町、水門町、栄町、川原町、通町、鉄砲場、大下町、独鈷町、豊町、
	餅田	田町、宮袋、東二ツ屋、小茂内
下内川	白沢	高館下、沼館1・2区、松峰1・2区、松木、板子石、大通、長面、長面袋
	松峰	
犀 川	二井田	四羽出、下川原、中台、高村、小坪川原、町、館、下村、比内丁、下川端、馬喰町、扇ノ丁、裏通町、新丁、八幡町、釣田、達子、駒橋、独鈷下・中、向田、田尻、小新田、羽立、笹館、中野上・中、森合、大渡、長部、森越、大葛下・上、大谷

水位到達情報の伝達経路及び手段

水防法に基づく水位到達情報の伝達経路及び手段は、(2) のとおり。

4 水防警報

(1) 安全確保の原則

水防警報は、洪水等によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものである。

また、水防警報の発表については、水防活動に従事する者の安全確保に配慮して通知するものとする。

(2) 種類、発表基準及び水防団の配備体制

秋田県知事は、国土交通大臣が指定した河川について、水防警報の通知を受けたとき、または知事が指定した河川について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知する。

水防警報の種類、内容及び発表基準並びに水防団の配備体制は、次のとおりである。

種類	内 容	発表基準	配備体制
待機 (国交省のみ)	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、または、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予・警報等及び河川状況等により、必要と認めるとき。	団長は情勢を把握、団員をただちに次の段階に入り得るような状態に置く。
準備	水防に関する情報連絡、資器材の整備、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき。	水防団幹部は所定の詰所に集合し、情勢を把握するとともに、一部団員を巡視等のため出動させる。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意情報等により、または、水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。	全員が所定の詰所に集合し、警戒配備につく。

解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、または水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。	
----	--	---	--

地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。

（３）国土交通省が行う水防警報

水防警報を行う河川名、区域

河川名	区 域
米代川	左岸 大館市比内町扇田字本道端 77 番地先から河口まで 右岸 大館市山館字大樽木地先から河口まで

水防警報の対象となる基準水位観測所

河川名	観測所名	地先名	水防団 待機水位 （通報水位）	氾濫 注意水位 （警戒水位）	避難 判断水位	氾濫 危険水位 （洪水特別 警戒水位）	計画高 水位
米代川	十二所	十二所字十二所町 （十二所橋下流）	2.50	3.00	6.10	6.40	-

水防警報の担当官署

河川名	担当官署
米代川	国土交通省能代河川国道事務所

水防警報の発表形式

発表形式は、県水防計画に示す様式による。

水防警報の伝達経路及び手段

水防警報の伝達経路及び手段は、３（２） のとおり。

(4) 県が行う水防警報

水防警報を行う河川名、区域

水系名	河川名	観測所名	区 域
米代川	米代川	扇田	土深井沢川合流点～大館市比内町扇田字本道端 77
	長木川	有浦	大館市茂内一の渡橋～JR 花輪線橋梁
		餅田	JR 花輪線橋梁～米代川合流点
	下内川	白沢	大館市白沢中の渡橋～大森川合流点
		松峰	大森川合流点～長木川合流点
	犀 川	二井田	炭谷川合流点～米代川合流点

水防警報の対象となる基準観測所

河川名	観測所名	地先名	水防団 待機水位 (通報水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難 判断水位	氾濫 危険水位 (洪水特別 警戒水位)
米代川	扇 田	扇田字本道端 (扇田大橋上流)	2.70	3.50	3.70	4.00
長木川	有 浦	有浦六丁目 (下町橋下流)	1.20	2.00	2.80	3.70
〃	餅 田	餅田字石渚袋 (餅田橋上流)	1.20	2.00	3.00	3.50
下内川	白 沢	白沢字伊勢堂下 (中の渡橋上流)	0.80	1.00	1.20	1.50
〃	松 峰	松峰字村下 (新松峰橋)	1.30	1.60	2.80	3.40
犀 川	二井田	二井田字上出向 (二井田橋上流)	1.35	2.00	2.60	2.90

水防警報の担当官署

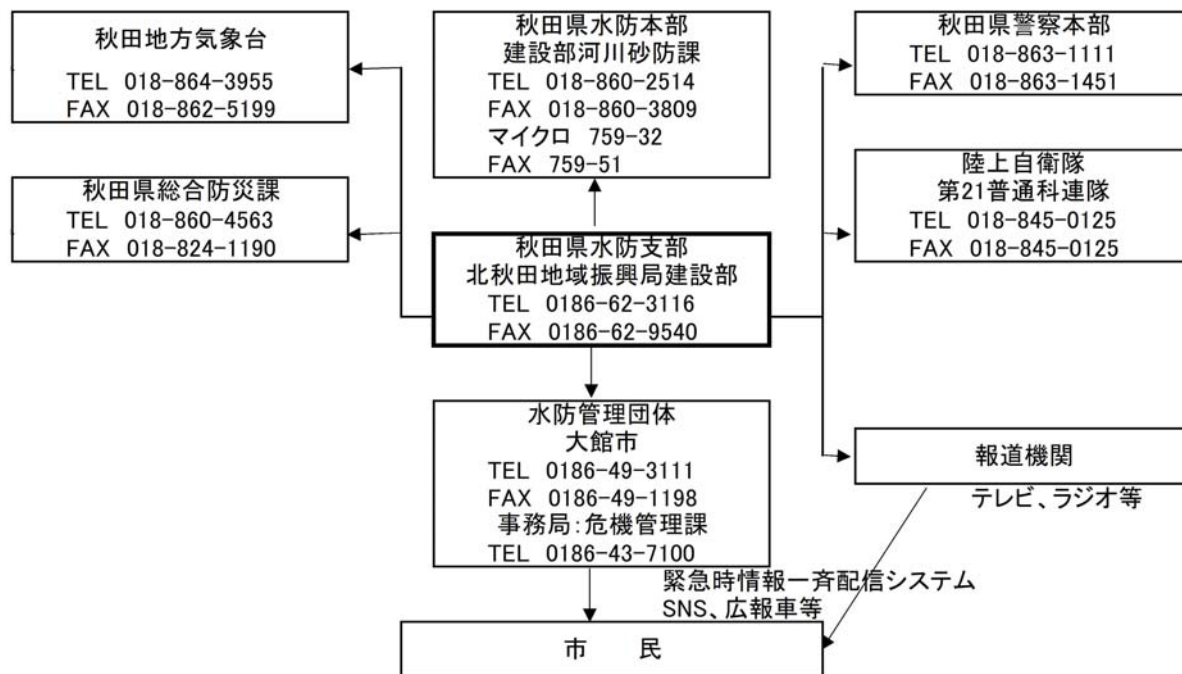
河川名	担当官署
米代川	北秋田地域振興局建設部
長木川	
下内川	
犀 川	

水防警報の発表形式

発表形式は、県水防計画に示す様式による。

水防警報の伝達経路及び手段

秋田県管理河川水防警報・水位到達情報通知の伝達系統図



第5章 水位等の観測、通報及び公表

1 水位の観測、通報及び公表

(1) 水位観測所

市内及び市が関係する水位観測所は、県管理の水位観測所が7箇所あるほか、国土交通省が管理する水位観測所が4箇所ある。

(県管理)

河川名	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難 判断水位	氾濫 危険水位	観測所名	設置場所	観測者名
長木川	1.20	2.00	2.80	3.70	有 浦	有浦六丁目 (下町橋下流)	北秋田地域 振興局建設部
〃	1.20	2.00	3.00	3.50	餅 田	餅田字石刈袋 (餅田橋上流)	〃
下内川	1.30	1.60	2.80	3.40	松 峰	松峰字村下 (新松峰橋)	〃
〃	0.80	1.00	1.20	1.50	白 沢	白沢字伊勢堂下 (中の渡橋上流)	〃
引欠川	1.50	2.00			小 袴	小袴字家ノ下 (小袴橋上流)	〃
犀川	1.35	2.00	2.60	2.90	二井田	二井田字上出向 (二井田橋上流)	〃
米代川	2.70	3.50	3.70	4.00	扇 田	扇田字本道端 (扇田大橋上流)	〃

(国管理)

河川名	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難 判断水位	氾濫 危険水位	観測所名	設置場所	観測者名
米代川	2.50	3.00	6.10	6.40	十二所	十二所字十二所町 (十二所橋下流)	能代河川 国道事務所
〃	1.70	2.30			扇田橋	扇田字押切 (扇田橋下流)	〃
〃	2.70	3.60			吉富士	二井田字吉富士 (田中橋上流)	〃
〃	1.50	2.00			下川沿	川口字横岩岱 (山田川合流地点)	〃

(参考) 県管理 危機管理型水位計設置箇所

市や地域住民への水位情報の提供を目的に、中小河川に設置し、平成 3 1 年 4 月 1 日から運用を開始。河川の水位が一定の水位に上昇したときに観測を開始し、県ホームページ内で情報を提供。

番号	河川名	住所	添架橋名	氾濫開始水位 河床から	危険水位	観測開始水位
1	米代川	道目木字下谷地地内	曲田橋	7.20	0.60	3.65
2	小森川	比内町小坪沢字金助沢地内	小坪沢 2 号橋	1.59	0.76	0.97
3	早口川	早口字出口地内	早口川(河川護岸)	4.33	1.20	2.30
4	岩瀬川	岩瀬字越山向井岱地内	越山橋	3.41	1.10	1.75
5	引欠川	本宮字本田地内	本宮橋	5.38	1.00	2.70
6	板戸川	比内町八木橋字板戸地内	板戸第 3 号橋	2.28	0.50	1.15
7	山田川	山田字寺下地内	前田橋	2.94	0.50	1.50
8	長木川	東字寺の沢口地内	宮袋新橋	5.05	0.50	2.35
9	下内川	松木字家下地内	松木橋	4.95	1.30	2.45
10	下内川	白沢字松原地内	松原橋	2.99	0.50	1.60
11	乱川	釈迦内字桜下地内	髪垂橋	5.35	0.50	2.70
12	乱川	商人留字商人留地内	商人留 2 号橋	2.05	0.50	0.95
13	大森川	花岡町字大森下地内	粕田橋	3.85	0.50	1.85
14	花岡川	花岡町字前田地内	信正寺橋	4.33	0.50	2.00
15	大茂内川	大茂内字館下地内	大茂内新橋	1.95	0.50	1.30
16	大茂内川	大茂内字諏訪下地内	大茂内橋	2.15	0.50	1.55
17	犀川	比内町扇田字白砂地内	犀川橋	5.10	1.30	2.45
18	犀川	比内町独鈷字独鈷地内	犀川東橋	6.62	0.50	3.20
19	炭谷川	比内町独鈷字沢村地内	沢村(河川護岸)	3.47	0.50	1.90

(2) 水位の通報

秋田県河川砂防情報システムにより観測データを送信されている観測所は、通報を省略することができる。

ただし、システムに障害が発生した場合及びデータ送信されていない観測所は、次の流れで通報するものとする。

水防管理者（大館市長）または量水標管理者（水位観測管理責任者）は、洪水のおそれがあることを自ら知り、または第 4 章に記載した洪水予報の通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が（ 1 ）の表に定める水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。水位通報を受ける関係者は「水位の通報系統図」のとおり（本章 4 に記載する。）。

県北秋田地域振興局建設部は、管内観測所もしくは量水標管理者からの水位の

通報を受けたときは、直ちに県建設部河川砂防課に通報するものとする。

(3) 水位の公表

秋田県河川砂防情報システムにより観測データを送信されている観測所は、ウェブサイトに掲載することにより、県から関係機関及び地域住民へ公表するものとみなす。

ただし、システムに障害が発生した場合及びデータ送信されていない観測所は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を、次の方法で公表しなければならない。

ア 公表の開始

水位が上昇して氾濫注意水位（警戒水位）に達したときから開始する。

イ 公表の終了

水位が下降して氾濫注意水位（警戒水位）以下に下がったときに終了する。

ウ 公表の方法

県水防本部を通じて、秋田県ホームページ(<https://pref.akita.lg.jp/>)に「河川名・水位観測所名・所在地・水位状況・その他必要事項」を掲載する。

(4) 下流隣接市町に対する水防通報

水防管理者（大館市長）は、次の場合、水防上必要な情報を下流隣接市及び県北秋田地域振興局建設部に速報するものとする。

ア 著しい出水、または出水の恐れのあるとき。

イ その他下流市が水防上必要と認める場合が予想されるとき。

(5) 欠測時の措置

量水標管理者（水位観測管理責任者）は、自らの管理に係る観測所等において欠測等が生じ、水位の通報及び公表ができない状況であることが判明した場合は、速やかに欠測等の原因を究明し早期の復旧に努めるとともに、その状況を関係機関等に速やかに周知すること。

欠測等により、水位の通報及び公表ができない観測所を代替える観測所がある場合は、併せて関係機関等に周知すること。

2 雨量の観測及び通報

(1) 雨量観測所

市内及び市が関係する雨量観測所は、県管理の雨量観測所が7箇所あるほか、国土交通省が管理する雨量観測所が3箇所、気象庁が管理する雨量観測所が2箇所ある。

(雨量観測所)

山瀬ダム、早口ダムにも雨量計あり

No	観測所名	観 測 者	設 置 場 所	備 考
1	大 館	秋田地方気象台	出川字上野30-2	アメダス
2	陣 場	〃	長走字陣場121-5	〃
3	東股山	能代河川国道事務所	雪沢字長木沢国有林	テレメーター
4	大 葛	〃	比内町大葛字休間内沢口36	〃
5	大淵岱	〃	岩瀬字大川目元渡4-137	〃
6	有 浦	北秋田地域振興局	有浦六丁目	〃
7	長 走	〃	長走	〃
8	雪 沢	〃	雪沢字積ヶ岱	〃
9	浦 山	〃	軽井沢字曲谷地	〃
10	大 葛	〃	比内町大葛字大葛家後	〃
11	岩 瀬	〃	岩瀬字羽貫谷地中島80-2	〃
12	大 野	〃	早口字墓所岱65-3	〃

(2) 雨量の通報

県北秋田地域振興局建設部は、管内観測所からの雨量の情報を直ちに県水防本部に通報するものとする。

秋田県河川砂防情報システムにより県水防本部に観測データが送信されている観測所については、通報を省略することができる。

ただし、システムに障害が発生した場合は、通報するものとする。

(3) 通報系統

本章 4 に記載する「雨量の通報系統図」に従って通報し、やむを得ない理由によりこの系統によりがたい場合は、あらゆる手段を尽して迅速確実に通報する。

3 河川水位表示板の設置

平成 2 0 年 1 2 月 1 7 日、県北秋田地域振興局が県道大館停車場線「大館橋」橋脚に、長木川が氾濫した場合に備え、水位表示板を設置。

- 水防団待機水位 (レベル 1) 黄色 1 . 2 m
- 氾濫注意水位 (レベル 2) 赤色 2 . 0 m
- 避難判断水位 (レベル 3) 青色 2 . 8 m

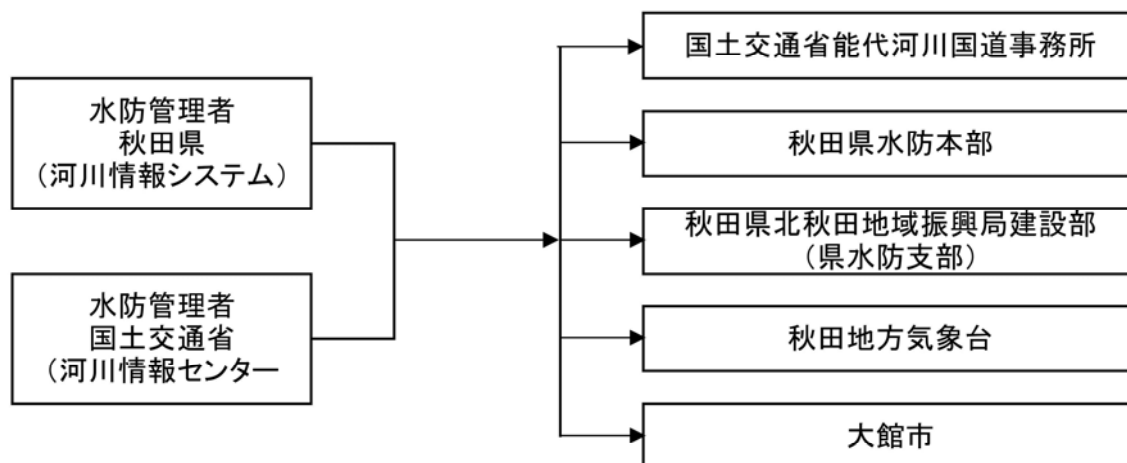


米代川については、田代総合支所裏の外川原橋に設置している。

4 水位等の通報系統図

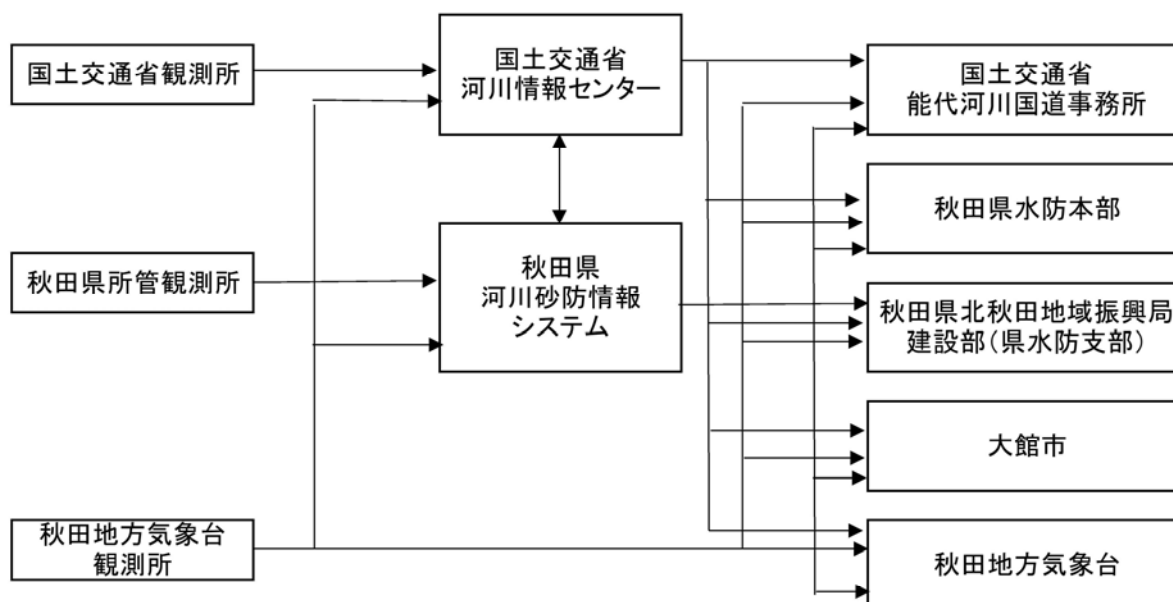
(1) 水位の通報系統図

量水標管理者による水位の通報は、以下に示す基本系統に従って行うものとする。



(2) 雨量の通報系統図

雨量の通報系統は、以下に示す基本系統に従って行うものとする。



第6章 気象予報等の情報収集

気象予報、雨量、河川の水位等については、以下のウェブサイト及び音声応答により確認することができる。

(1) 気象情報

気象庁 <https://www.jma.go.jp/>

- あなたの街の防災情報 <https://www.jma.go.jp/bousai>

- 気象警報・注意報

<https://www.jma.go.jp/bousai/map.html#contents=warning>

- アメダス <https://www.jma.go.jp/bousai/map.html#contents=amedas>

- 雨雲の動き（高解像度降水ナウキャスト）

<https://www.jma.go.jp/bousai/nowc/>

- 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）

<https://www.jma.go.jp/bousai/risk/#elements:flood>

- 浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）

<https://www.jma.go.jp/bousai/risk/#elements:inund>

- 大雨キキクル

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:heavyrain>



(2) 雨量・河川水位

国土交通省（川の防災情報） ----->

<https://www.river.go.jp/>



国土交通省能代河川国道事務所（米代川の情報） ----->

<https://www.thr.mlit.go.jp/noshiro/>



秋田県（河川砂防情報）

【PC版】 <https://kasen.pref.akita.lg.jp/> ----->



【スマホ版】 <https://kasen.pref.akita.lg.jp/sp/> ----->



【携帯版】 <https://kasen.pref.akita.lg.jp/mobile/> ----->



(3) 県所管河川音声応答

北秋田地域振興局建設部管内全川

N T T 回線 018-866-0611

第7章 ダムの操作

1 ダム

市域におけるダムは、秋田県管理の「早口ダム」と「山瀬ダム」がある。

ダムの管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防活動時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

ダムの管理者は、気象警報・注意報等及び洪水予報・水防警報が発表されたとき、または雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時または洪水のおそれがあると認めたときは、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。

各施設の操作規則の概要については秋田県が定めている。

2 操作の連絡

ダムの管理者は、各施設の操作規則等に基づき、放流等の情報を直ちに河川管理者、北秋田地域振興局建設部、下流地域等の水防管理団体、鉄道関係機関等に迅速に連絡するものとする。

「異常洪水時防災操作」はダム操作の状態に関する表現として引き続き使用するが、緊急時に呼びかける際には、ワンフレーズでその意味が受け手に理解されるよう、関係機関への通知等において「緊急放流」を使用する。緊急時とは、異常洪水時防災操作に移行する可能性があるとき（実施するときを含む）であり、関係機関への通知・情報提供をはじめ、関係自治体へのホットライン、報道発表・記者会見などの場面を想定している。

3 連絡系統

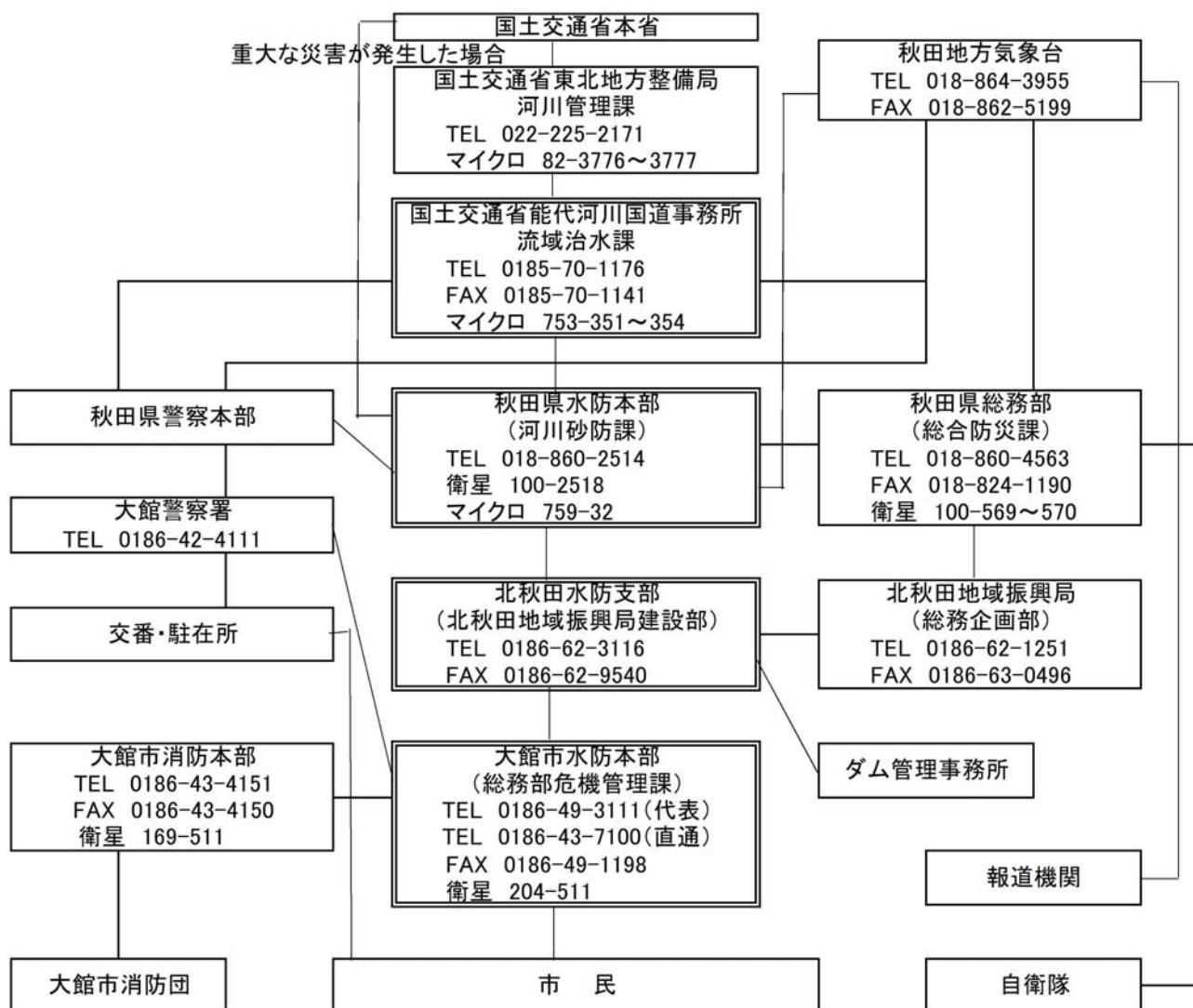
県が示す連絡系統図に従って連絡し、やむを得ない理由により、系統図によりがたい場合はあらゆる手段を尽くして迅速確実に連絡する。

第8章 通信連絡

1 通信連絡系統

水防時に必要な連絡用の電話等の通信系統は、以下のとおりとする。

○ 洪水等に関わる連絡系統



詳細

秋田県北秋田地域振興局
建設部
TEL 0186-62-3111

大館市水防管理団体
(大館市役所 総務部危機管理課)
TEL 0186-43-7100

昼間連絡者	正	総務部危機管理課長 大澤 洋 0186-43-7100
	副	消防本部予防課長 若松 清勇 0186-43-4151
夜間連絡者	正	警備室から緊急連絡網で連絡 0186-49-3111
	副	消防本部から予防課長に連絡 0186-43-4151

2 連絡方法

水防管理者（大館市長）は、洪水時には国土交通省能代河川国道事務所、県北秋田地域振興局建設部内水防支部及び下流隣接市並びに作業隊へ、一般加入電話により迅速に連絡するものとする。

ただし、電話不通の場合は、秋田県総合防災情報システム衛星電話、警察、電力、タクシーの無線及び自動車、バイクまたは伝令により行うものとする。なお、作業隊への連絡には市緊急時情報一斉配信システムも活用する。

3 要配慮者利用施設に対する連絡

水防法第15条の規定に基づき、浸水想定区域内において、高齢者や障害者等の要配慮者が利用する施設で、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる場合、一般加入電話により迅速に連絡するものとする。

なお、施設一覧表を第10章に明記する。

ただし、電話不通の場合は、秋田県総合防災情報システム衛星電話、警察、電力、タクシーの無線及び自動車、バイクまたは伝令により行うものとする。なお、市緊急情報メールの登録者へも情報を配信する。

第9章 水防施設及び輸送

1 水防倉庫及び水防資器材

市内の水防倉庫及び備蓄資器材は、次のとおりである。

○大館市大館水防倉庫（所在地及び倉庫係）

倉庫名	所 在 地	建築面積(㎡)	倉庫係
大館水防倉庫	大館市字長木川南269-2	86.122	消防本部予防課

○大館市比内水防倉庫（所在地及び倉庫係）

番号	倉庫名	所 在 地	建築面積(㎡)	倉庫係
1	扇田防災倉庫	大館市比内町扇田字長岡85-4	162.308	比内総合支所 (第10分団長)
2	大葛水防倉庫	" 比内町大葛字大葛家後87	19.874	消防署比内分署 (第11分団長)

○大館市田代水防倉庫（所在地及び倉庫係）

倉庫名	所 在 地	建築面積(㎡)	倉庫係
田代防災備蓄倉庫	大館市岩瀬字下軽石野3-17	117.720	消防署田代分署 (第14分団長)

○ 器材

令和8年4月1日現在

倉庫名 器材	大館	比内		田代	合計
	大館	扇田	大葛	消防等	
発電機（基）				6	6
投光機（基）		1		7	8
三脚（個）		1			1
コードリール（個）				5	5
浮き輪（個）		5		1	6
ヘルメット（個）				25	25
作業灯（個・ポーターライト）					0
懐中電灯（個）					0
ツルハシ（丁）	21	13	19	2	55
スコップ（角）（丁）	8			4	12
スコップ（剣）（丁）	58	53	10	18	139
ボルトクリッパー（個）				1	1
唐鍬（丁）	39			4	43
掛矢（丁）	50	4	16	1	71
鋸（丁）			8	6	14
ペンチ（丁）	20				20
鎌（丁）	27				27
なた（丁）	2	3	1		6
むしろ縫針（本）					0
ハンマー（丁）	13			2	15
斧（丁）	3	2			5
一輪車（台）	4	2		3	9
一輪車タイヤ（個）	6				6
バケツ（個）	3			15	18
空気入れ	1				1
スノ（個）	7			1	8
ライフジャケット（個）	14			6	20
ペグ（袋）					0

○ 資材

令和 8 年 4 月 1 日現在

倉庫名 資材	大館	比内		田代	合計
	大館	扇田	大葛	消防等	
土のう袋	200	700	65	100	1,065
鉄線 (k g)	1,200	150	1	135	1,486
S B パイル	200	30		80	310
抗材	140	70		180	390
長材 (丸太)	190	120		59	369
縄(束)	160	20	17	20	217
むしろ	220			3	223
フルコンシート	30	8			38
竹材	240				240
担棒					0
釘 (k g)	10				10
カスガイ	40				40
蛇カゴ					0
ビニールひも	25				25
ろうそく	1,500				1,500
透明ビニール					0
トラロープ (30m)	1				1
ロープ(20m)	3			2	5
ブルーシート	20	10	13	16	59
命綱 (6m)	11				11
カップ					0
軍手					0

水防管理者（大館市長）は、備蓄資器材が使用または損傷により不足を生じた場合は、直ちに補充しておくものとする。

水防管理者は、備蓄資器材では不足するような緊急事態に際して、国の応急復旧用資器材または県の備蓄資器材を使用する場合には、国土交通省能代河川事務所長または県北秋田地域振興局建設部長に電話にて承認を受けるものとする。

2 輸送の確保

非常の際、資器材、作業員その他の輸送を確保するため、市内の重要水防区域においてあらゆる状況を推定し、輸送経路図を作成しておくものとする。

- ・ 付近略図に道路幅員その他通路のわかる輸送網図
- ・ 万一に備えた多角的輸送路の選定図

第 10 章 水防活動

1 水防体制及び配備

市は、水防活動の利用に適合する予報及び警報等の発表があり、洪水や内水のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は非常配備により水防事務を処理するものとする。ただし、配備職員の安全確保を図らなくてはならない。詳細は第 2 章及び第 4 章に記載。

出動準備

水防管理者（大館市長）は、下記の場合には水防団長（大館市消防団長）及び消防機関の長（大館市消防長）に対し、出動準備をさせるものとする。

水防警報が発せられたとき。

河川の水位が水防団待機水位に達し、なお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要を予測するとき。

気象状況により、洪水の危険が予知されるとき。

出動

水防管理者は、氾濫注意水位（警戒レベル 2 相当情報）に達し、なお上昇のおそれがあり、危険を予知したときには、水防団長及び消防機関の長に対し、本計画に基づき水防要員を出動させ、警戒準備につかなければならない。

なお、作業隊の巡視員は堤防を絶えず巡視し、堤防の決壊等の早期発見に努め、危険箇所を発見したときは、所属作業隊長に報告するとともに、水防管理者へ電話または無線等により連絡するものとする。

2 巡視及び警戒

（１）平常時

水防管理者（大館市長）、水防団長（大館市消防団長）または消防機関の長（大館市消防長）（以下この章において「水防管理者等」という。）は、随時区域内の河川、堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、堤防等の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求めるものとする。

上記に係る連絡を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後に、重要水防箇所または洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、第 12 章に定める河川管理者の協力及び援助のほか、必要に応じて、河川等の管理者に立ち会いまたは共同で行うことを求めることができるものとする。この際、水防団員等が立ち会いまたは共同で行うことが望ましい。

(2) 出水時 (洪水)

水防管理者等は、県から水防警報が発表されたときは、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、重要水防箇所 (第 3 章参照) を中心として巡視するものとする。

また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、県北秋田地域振興局建設部長及び河川等の管理者に連絡し、県北秋田地域振興局建設部長は水防本部長に報告するものとする。

ただし、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、または越水・溢水もしくは異常な漏水を発見したときは、7 に定める措置を講じなければならない。

堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇

堤防の上端の亀裂または沈下

川側堤防斜面で水当たりの強い場所の亀裂または欠け崩れ

居住地側堤防斜面の漏水または飽水による亀裂及び欠け崩れ

橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異常

3 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、または被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。

その際、水防団員は自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間等を考慮して、水防団員が自身の安全確保ができないと判断したときには、自身の避難を優先する。

また、水防管理者 (大館市長) は、平常時から水防実施関係者に水防工法を習熟させ、災害時において最も適切な作業が即時に実施できるよう努めなければならない。

4 緊急通行

(1) 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、水防団長 (大館市消防団長) 、

水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、一般交通の用に供しない通路、または公共の用に供しない空き地及び水面を通行することができる。

(2) 損失補償

市は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

5 警戒区域の設定

水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長（大館市消防団長）、水防団員または消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、もしくは制限し、またはその区域からの退去を命ずることができるものとする。

また、水防団長、水防団員または消防機関に属する者がいないとき、またはこれらの者の要求があったときは、警察官は、水防団長、水防団員または消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

6 避難のための立ち退き、または緊急に安全を確保すべき対応

洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者（大館市長）は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきこと、または高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保すべきことを指示することができる。この場合、大館警察署長にその旨を通知するものとする。水防管理者は、避難のための立ち退き、または緊急に安全を確保すべき対応を指示した場合は、その状況を県北秋田地域振興局建設部長に速やかに報告するものとする。

水防管理者は、あらかじめ危険が予想される区域について、避難計画を作成し、避難場所、避難経路その他必要な事項を定め、一般に周知しておくものとする。なお、避難の方法等について、大館市地域防災計画に定める「避難対策」や「避難行動要支援者（要配慮者）等の支援対策」を準用する。

米代川・長木川・下内川・犀川流域の要配慮者関連施設は、基本的に次表のとおり。

○要配慮者関連施設一覧表

(米代川流域)

NO	施設名称	住 所	連絡先
1	市立扇田病院	〃 比内町扇田字本道端7-1	55-1255
2	ショートステイ大寿	〃 池内字大出442-1	44-5010
3	ショートステイ鮎乃里	〃 檀崎字大道下27-3	45-1155
4	扇田こども園	〃 比内町扇田字町尻108-1	55-0082
5	市立成章小学校	〃 十二所字大平190	52-2818
6	市立成章中学校	〃 猿間字中谷地10	52-3022
7	くるみの家 餌釣	〃 餌釣字大杉77-1	59-6125
8	ショートステイおこう	〃 餌釣字大杉118	59-6344
9	グループホーム鮎乃里	〃 檀崎字大道下27-1	59-6150
10	大滝温泉サロン千歳	〃 十二所字町頭49	52-3872
11	グループホームあかまつ、お おたき	〃 十二所字後田28-8	52-3353
12	特別養護老人ホームつくし苑	〃 十二所字大水口4-5	47-7200
13	デイサービスセンター大滝	〃 十二所字大水口4-5	47-7201
14	ケアハウスほうおう	〃 十二所字大水口4-4	47-7210
15	よりあいたっこ森ガーデン	〃 比内町扇田字扇田423	55-3702

(長木川流域)

NO	施設名称	住 所	連絡先
1	市立桂城小学校	大館市水門町1-12	42-2262
2	市桂城児童センター	〃 水門町1-5	49-4708
3	市立城南保育園分園	〃 字水門前124	42-0690
4	グループホームらいふ	〃 字長木川南343	42-2310
5	ニチイケアセンター桂城	〃 字水門前5-2	44-5531
6	デイサービスー心堂ピース	〃 字水門町9-38	59-7735
7	ショートステイとんぼ	〃 御成町四丁目6-10-1	44-5191
8	デイサービスセンターあった かサロン	〃 字観音堂391	57-8545
9	グループホーム観音堂	〃 字観音堂391	57-8224
10	ふれあいの里 観音堂	〃 字観音堂388	59-6160

NO	施設名称	住 所	連絡先
11	地域生活支援拠点おおだて	" 清水一丁目1-20	59-4080
12	グループホームミズキ、スミレ、シオン	" 清水一丁目1-20	59-6266
13	ケアポートバンドー大館	" 御成町四丁目7-30	57-8726
14	グループホームバンドー大館	" 御成町四丁目7-30	57-8716

(下内川流域)

NO	施設名称	住 所	連絡先
1	市沼館保育所	大館市沼館字神田表111	43-0458

(犀川流域)

NO	施設名称	住 所	連絡先
1	市立東館小学校	大館市比内町独鈷字独鈷90	56-2112
2	共生センターとっと工房長岡事務所	" 比内町扇田字長岡70-3	57-8825

7 災害発生時の処置

(1) 堤防等が決壊した場合は、水防管理者（大館市長）、消防機関の長（大館市消防長）等はあるかぎり被害の拡大を防止するよう努めなければならない。

(2) この場合は、水防管理者は直ちに次の処置をとらなければならない。

居住者に対し、立ち退き指示及び避難誘導等。

国土交通省能代河川国道事務所、県北秋田地域振興局建設部、隣接水防管理団体及び大館警察署に通報しなければならない。

(3) 県北秋田地域振興局建設部長はこれを県水防本部、県災害対策本部その他必要な関係機関に通報するとともに、応援、指導、水防資材の補給をしなければならない。

8 氾濫・決壊・漏水等の通報及びその後の措置

(1) 氾濫等の通報

河川管理者、下水道管理者が、その管理する河川、下水道について、浸水想定区域における氾濫による著しい危険が切迫していると認める場合は、直ちにその状況を県知事その他関係者に通報するものとする。通報を受けた知事（当該通報

をした者が河川管理者である国土交通大臣の場合にあっては、水防を担う国土交通大臣）は、その状況により相当な損害を生ずるおそれがあると認めるときは、当該通報に係る事項を直ちに水防管理者、量水標管理者及び市長並びに気象庁長官に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

（氾濫等の通報のうち例外的な対応をする場合）

洪水予報河川、水位周知河川では、霞堤、河岸段丘や谷地など地形的特徴から、相当に早い段階で浸水が生じる或いは氾濫が発生しても浸水範囲等が限定的な区域においては、基準水位の対象としていないことから、これらの区域については、氾濫等の通報対象ではあるが、レベル5 氾濫発生情報の発表の対象外にして、自治体と連携し個別に連絡することにより避難を呼びかける例外的な対応をする場合がある。例外的な対応を行う区域については河川管理者と水防管理者で、事前に確認して定めておくものとする。（定め方については（ア）河川管理者が行う氾濫等の通報 氾濫等の通報のうち、例外的な対応する河川、区域を参照）

（２）決壊・漏水等の通報

水防に際し、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、または越水・溢水もしくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者等または水防協力団体の代表者は、直ちに関係者（関係機関・団体）に通報するものとする。

通報を受けた知事は、決壊により相当な損害を生ずるおそれがあると認めるときは、当該通報に係る事項を直ちに水防管理者及び量水標管理者並びに気象庁長官に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。なお、水防管理者、または市長による緊急安全確保措置の指示があった場合は、水防管理者、水防団、消防機関、または水防協力団体は直ちに待避を行い、安全な場所で監視カメラ等により堤防その他の施設の決壊、または越水・溢水を確認できた場合のみ通報を行う。

また、暫定堤防区間における危険水位が現況堤防高から余裕高を引いた（スライドダウンを行わない）高さを原則として設定されていることから、断面不足等に起因する漏水等に関する危険情報が洪水予報や水位到達情報に反映されていない（第４章参照）。

そのため、河川管理者は、自らが管理する堤防の漏水に関する危険情報が関係者に直ちに通報されるよう、出水期前に、洪水時における堤防等の監視、警戒及び連絡の体制・方法を関係者と確認しておくものとする。

(3) 氾濫・決壊・漏水等の通報の内容

(1)(2) の氾濫・決壊・漏水等の通報については、次に示す基準及び対象施設・区域に対して行うこととする。なお、本運用において河川管理者等は、従来の河川等の公物管理者としての役割の範囲内で把握している情報を活用して、氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときにのみ通報義務が課されている。そのため、河川等の管理に必要な情報による把握を基本とし、巡視体制を増強することや新たに水位計や河川等監視カメラを設置することなどの追加的な措置の責務まで求められるものではない。また、公物管理者としての管理事務が適切に実施されていたにも関わらず、氾濫を発見できなかったのであれば、それが直ちに「通報義務を果たしていない」となるものではない。水災による被災の危険があるにも関わらず巡視等の実施を行うなど、河川管理者に網羅的な把握を行うことまで求めるものではないこととする。具体的には、次に示す対象施設・区域及び通報基準に対して、河川管理者等が管理事務の一環として氾濫等を発見する行為の限界と、氾濫等の通報を受けた水防関係者の処理能力の限界、災害時の処理の迅速さの観点から、予め水防協議会で協議を行い定めることが望ましい。

(通報が必要と想定される氾濫の例)

- ・ 家屋倒壊等氾濫想定区域

(木造家屋の場合は、近隣の堅牢な建物への立ち退き避難が必要)

- ・ 平屋住宅所在エリアで「深い浸水深が所在する区域」

(平屋の場合は、近隣の 2 階以上の建物への立ち退き避難が必要)

- ・ 氾濫流が流入すると脱出が困難になる地下街等 (水防法第15条で定められた 地下街等) が所在する区域

(速やかに地下街等からの立ち退き避難が必要)

(基準例)

- ・ 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合
- ・ 堤防の決壊・倒壊や越水・溢水、異常な越波・越流が発生した場合
- ・ 基準水位観測所等の水位が氾濫発生水位に到達した場合
- ・ 樋門・水門・ポンプ・陸閘等の施設の機能支障が発見された場合
- ・ 排水機場やダム等の施設の運転の停止や特別な操作をする場合
- ・ 上記情報がない場合で、予測モデルなどにより水位が堤防天端高に到達するなどその他の状況を踏まえ氾濫の切迫・発生の蓋然性が高いと総合的に判断した場合

(ア) 河川管理者が行う氾濫等の通報

氾濫等の通報を行う河川名、区域、通報基準、通報担当官署等

(能代河川国道事務所)

河川名	区 域	
米代川	区域	左岸 秋田県大館市比内町大字扇田字本道端 77 番地先から海まで 右岸 秋田県大館市比内町大字山館字大樽木地先から海まで

河川名	区域	観測所 施設名	地先名	通報基準	関係水防 管理団体	通報担当 官署
米代川	区域	十二所 水位観 測所	秋田県 大館市 十二所 279	・巡視や河川監視カメラにより、氾濫 発生 を確認	大館市、 鹿角市	能代河川 国道事務 所

氾濫等の通報のうち、例外的な対応をする河川、区域

河川名	区 域	
米代川	区域	左岸 秋田県大館市向黒沢地先 (左岸 51.0k)
米代川	区域	右岸 秋田県大館市長坂地先 (右岸 54.2k)
米代川	区域	左岸 秋田県大館市外川原地先 (左岸 54.2k)
米代川	区域	右岸 秋田県大館市川口地先 (右岸 57.0k)
米代川	区域	右岸 秋田県大館市川口地先 (右岸 57.6k)
米代川	区域	左岸 秋田県大館市板沢・櫃崎地先 (左岸 57.6k)

氾濫等の伝達経路及び手段 水防法に基づく氾濫等の伝達経路及び手段は、米代川洪水予報伝達系統図 (30ページ) に記載のとおり。

秋田県管理河川水防警報・水位到達情報通知の伝達系統図 (38ページ) に記載のとおり

(4) 氾濫・決壊・漏水等の通報系統

(1)(2) に関する氾濫・決壊・漏水等の通報系統は、各河川管理者と水防管理者等で別途定めることとする。

通報を受けた水防管理者は、「避難のための立退き、または緊急に安全を確保すべき対応」、(5) 決壊後の措置の対応を行う必要があり、市長は災害対策基本法第 60 条第 3 項に基づき、緊急安全確保の指示ができることとなっている。

(5) 決壊等後の措置

堤防その他の施設が決壊したとき、または越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

9 水防配備の解除

(1) 市の非常配備の解除

水防管理者（大館市長）は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、または水防警報が解除されたとき等、区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。

なお、配備を解除したときは、県北秋田地域振興局建設部を通じ、県水防本部に報告するものとする。

(2) 水防団の非常配備の解除

水防団の非常配備の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防管理者が解除の指令をしたときとする。それまでは、水防団員は自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。

解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに水防管理者に報告する。また、使用した資器材は、手入れして所定の位置に設備する。

第 1 1 章 水防信号、水防標識等

1 水防信号

法第 2 0 条の規定による秋田県知事の定める水防信号は、次のとおりとする。

(1) 避難信号

必要と認める区域内的の住居者避難のため立ち退くべきことを知らせるもの。

(2) 出動信号

水防団員及び消防機関に所属する者全員が出動すべきことを知らせるもの。

(3) 警戒信号

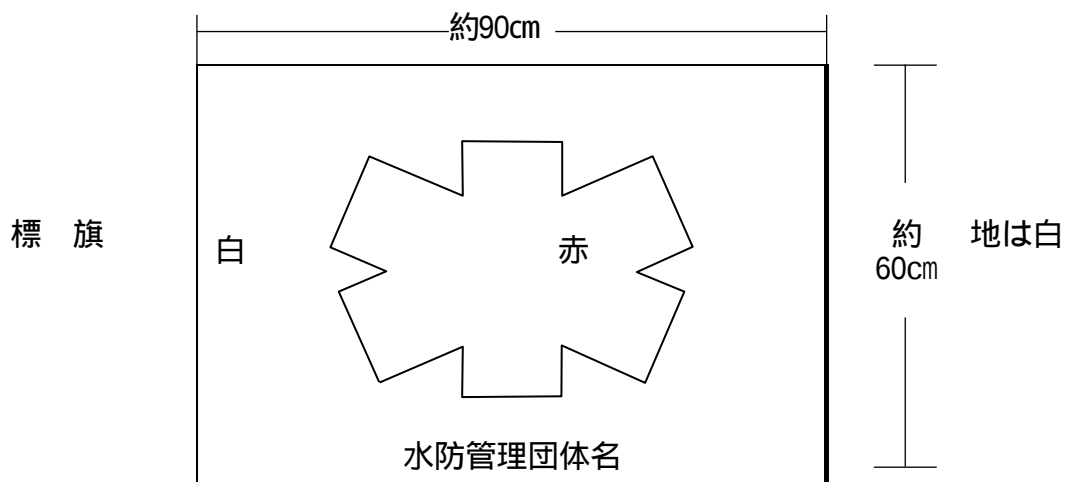
警戒水位に達したことを知らせるもの。

前記の信号を次の方法によって発信する。

方法 区分	警 鐘 信 号	サ イ レ ン 信 号
避難信号	● ● ● ●	3 秒 2 秒 ● - ● - ● -
出動信号	● - ● - ● ● - ● - ●	5 秒 6 秒 ● - ● - ● -
警戒信号	● ● - ● - ● - ●	3 0 秒 6 秒 ● - ● - ● -

2 水防標識

(1) 法 1 8 条の規定による秋田県知事の定める水防のため優先通行できる車両の標識は、次のとおりとする。



- (2) 水防管理者 (大館市長) から委任を受けた者が着用する水防活動者腕章及び建設機械に掲示する横断幕は、水防管理者が定めるものとする。

3 身分証票

水防団長 (大館市消防団長)、水防団員または消防機関に属する者が、水防計画を作成するため必要な土地に立ち入る場合に携帯する身分証票は、次のとおりとする。

なお、立ち入る場合、関係人の請求があればこれを提示しなければならない。

(表)

7 cm	第 号 身 分 証 票 所 属 職氏名 年 月 日生 上記の者は、水防法第 4 9 条第 1 項の規定による立ち入りをすることができる職員であることを証明する。 年 月 日交付 大館市長 印
------	--

9 cm

(裏)

7 cm	水 防 法 抜 粹 (資料の提出及び立ち入り) 第 4 9 条 都道府県知事または水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、または当該職員、水防団長、水防団員もしくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。 2 都道府県の職員、水防団長、水防団員または消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
------	--

第 1 2 章 協力及び応援

1 河川管理者の協力及び援助

河川管理者（国及び県）は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、市が行う水防のための活動への協力及び水防管理者が行う浸水被害軽減地区の指定に係る援助を行う。

<河川管理者の協力が必要な事項>

- （１）水防管理団体に対して、河川に関する情報（雨量、河川水位等）の提供（伝達方法については第 6 章のとおり。）
- （２）水防管理団体に対して、氾濫（決壊または溢流）想定地点ごとの氾濫水到達市の事前提示、及び水防管理者等から異常な漏水等についての通報を受けた場合には通報すべき関係者（関係機関・団体）の提示
- （３）重要水防箇所の合同点検の実施
- （４）水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- （５）水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材または備蓄資器材の提供
- （６）水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報または資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

<河川管理者の援助が必要な事項>

- （１）水防管理者に対して、過去の浸水情報や周辺の地形情報等に鑑み、浸水被害の軽減に有用な盛土構造物等の情報を提供
- （２）水防管理者に対して、指定しようとする浸水被害軽減地区の有用性について、過去の浸水情報や河道の特性等に鑑みた助言
- （３）大館市長に対して、過去の浸水情報の提供や、市長が把握した浸水実績等を水害リスク情報として周知することの妥当性について助言
- （４）水防管理者（大館市長）が行う浸水被害軽減地区の指定に必要な援助を行う際に、河川協力団体に必要な協力を要請

2 水防管理団体相互の応援及び相互協定

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者（大館市長）は、他の水防管理者または市町村長もしくは消防長に対して応援を求めるものとする。

また、他の水防管理者または市町村長もしくは消防長から応援を求められた場合は、自らの水防に支障がない限りその求めに応じるものとする。

応援のため派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

水防管理者は、応援が円滑、迅速に行われるよう、あらかじめ隣接の水防管理者等と情報共有体制等について相互に協定しておくものとする。

3 警察官の援助要求

水防管理者（大館市長）は、水防のため必要があると認めるときは、大館警察署長に対して、警察官の出動を求めるものとする。

その方法等については、あらかじめ大館警察署長と協議しておくものとする。

4 自衛隊の派遣要請

水防管理者（大館市長）は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、秋田県地域防災計画及び大館市地域防災計画に定めるところにより、秋田県知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求するものとする。派遣要請の要求に当たっては次の事項を明らかにするものとする。

災害の状況及び派遣要請を要求する事由

派遣を希望する期間

派遣を希望する区域及び活動内容

派遣部隊が展開できる場所

派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項

なお、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができない場合には、水防管理者が直接、自衛隊等に派遣を要請する旨の通知等を行うことになるため、事前に通知先となる自衛隊の関係部局と調整を行うものとする。

5 国（能代河川国道事務所、秋田气象台等）との連携

（１）水防連絡会

市は、県北秋田地域振興局建設部が能代河川国道事務所や秋田气象台等の関係機関を構成員として設置する水防連絡会に参加し、重要水防箇所、河川改修状況、堤防整備状況、水防警報、洪水予警報の連絡系統、既往洪水における出水状況、水防資器材整備状況、その他水防に必要な河川情報の提供等について情報収集を行う。

（２）ホットライン

市は、河川の水位状況や気象状況について、能代河川国道事務所や秋田气象台とのホットラインにより、迅速かつ十分な情報共有に努めるとともに、迅速な住民避難に資するものとする。

6 企業（市内建設業等）との連携

市は、出水時の水防活動に際し、水防活動等の委任、資器材の提供等に関して、市内の建設会社等と協定の締結に努めるものとする。

7 市民、自主防災組織との連携

市は、水防活動の実施に当たっては、市民、自主防災組織等と連携を図り、水防のため必要があるときは、協力を求めるものとする。

第 13 章 費用負担と公用負担

1 費用負担

市の水防に要する費用は、法第 41 条により市が負担するものとする。

ただし、市の水防活動によって次に掲げる場合においては、水防管理者相互間においてその費用の額及び負担の方法を協議して定め、協議が成立しない場合は、秋田県知事にあつせんを申請するものとする。

(1) 法第 23 条の規定による応援のための費用

(2) 法第 42 条の規定により、著しく利益を受ける他の市町村の一部負担

2 公用負担

(1) 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者（大館市長）、水防団長（大館市消防団長）または消防機関の長（大館市消防長）は水防の現場において次の権限を行使することができる。

必要な土地の一時使用

土石、竹木その他の資材の使用もしくは収用

車両その他の運搬用機器の使用

排水用機器の使用

工作物その他の障害物の処分

また、水防管理者から委任を受けた民間事業者等は上記 から （ における収用を除く ） の権限を行使することができる。

(2) 公用負担権限委任証

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者（大館市長）、水防団長（大館市消防団長）または消防機関の長（大館市消防長）にあつては、その身分を示す証明書を、水防管理者から委任を受けた者は、水防管理者から交付される公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

公用負担権限委任証 〇〇〇 水防団 役職 氏 名 上記の者に〇〇 区域における水防法第 2 8 条 1 項の権限を委任したことを証明する。 年 月 日 水防管理者 大館市長 印	
--	--

3 公用負担命令書

公用負担を命ずる権限を行使する者は、市の定めた公用負担命令書を 2 通作成し、その 1 通を目的物の所有者、管理者またはこれに準ずる者に交付するものとする。

公用負担命令書 第 号 種 類 員 数 使 用 収 用 処 分 年 月 日 水防管理者 大館市長 印 事務取扱者 殿	
--	--

4 損失補償

市は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第 1 4 章 水防報告等

1 水防記録

水防作業員が出動したときは、水防管理者（大館市長）は次の記録を作成し、保管するものとする。

天候の状況並びに警戒中の水位観測表

水防活動をした河川名及びその箇所

警戒出動及び解散命令の時刻

水防団員及び消防機関に属する者の出動時刻及び人員

水防作業の状況

堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果

使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数

水防法第 2 8 条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所

応援の状況

居住者出勤の状況

警察関係の援助の状況

現場指導の官公署氏名

立ち退きの状況及びそれを指示した理由

水防関係者の死傷

殊勲者及びその功績

殊勲水防団とその功績

今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見

2 水防報告

水防管理者（大館市長）は、水防活動が終結したときは、その状況を県水防計画で示す様式により、水防活動実施後 5 日以内に県北秋田地域振興局建設部長を経由して、県水防本部長に報告するとともに、県水防本部長は水防管理者（大館市長）からの報告について能代河川国道事務所に報告するものとする。

第15章 水防訓練

市は、毎年出水期前に、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を実施し、水防技術の向上を図るものとする。

令和8年度大館市水防訓練：令和8年5月31日開催



第 1 6 章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保 及び浸水の防止のための措置

1 洪水対応

(1) 洪水浸水想定区域の指定状況

国土交通大臣及び秋田県知事は、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、大館市長に通知するものとする。

現在、本市における洪水浸水想定区域の指定、公表状況は以下のとおり。

国管理河川（洪水予報河川）

水系名	河川名	浸水想定区域公表時点	浸水想定区域公表ウェブサイト
米代川	米代川	H 2 8 . 5 . 3 1	https://www.thr.mlit.go.jp/noshio/kasen/shinsui/shinsui.htm

県管理河川（水位周知河川）

水系名	河川名	浸水想定区域公表時点	浸水想定区域公表ウェブサイト
米代川	米代川	R 1 . 1 2 . 2 4	https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/10574 紙データ閲覧
米代川	長木川	R 1 . 7 . 2 3	
米代川	下内川	R 1 . 7 . 2 3	
米代川	犀 川	R 3 . 6 . 1 1	

県管理河川（その他河川）

河川名	浸水想定区域公表時点	浸水想定区域公表ウェブサイト
糠沢川 (大館市、北秋田市)	R 6 . 4 . 2 3	https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/10574 紙データ閲覧
引欠川	R 6 . 4 . 2 3	
板戸川	R 7 . 4 . 2 5	
山田川	R 7 . 4 . 2 5	
長木川	R 7 . 4 . 2 5	
下内川	R 7 . 4 . 2 5	
乱川	R 7 . 4 . 2 5	
大森川	R 7 . 4 . 2 5	
別所川 (大館市、鹿角市)	R 7 . 4 . 2 5	

小森川 (大館市、北秋田市)	R 8 . 3 . 2 4
早口川	R 8 . 3 . 2 4
岩瀬川	R 8 . 3 . 2 4
花岡川	R 8 . 3 . 2 4
大茂内川	R 8 . 3 . 2 4
炭谷川	R 8 . 3 . 2 4

(2) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

大館市防災会議は、洪水予報河川、水位周知河川について、浸水想定区域の指定があったときは、大館市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

洪水予報、水位到達情報、その他の人的災害を生ずるおそれのある洪水、内水に関する情報の伝達方法

避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
災害対策基本法第 4 8 条第 1 項の防災訓練として大館市長が行う洪水に係る避難訓練の実施に関する事項

浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設または地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。））でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの（本市においては））

ロ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの

ハ 大規模な工場その他の施設（イまたはロに掲げるものを除く。）であって、国土交通省令で定める基準を参酌して市の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者または管理者からの申し出があった施設に限る。）

(3) 洪水ハザードマップ

市では、洪水浸水想定区域の指定等に基づき、洪水予報等の伝達方法、避難所等

円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、洪水ハザードマップを作成し、防災マップとして各世帯に配布している。

また、洪水ハザードマップに記載した事項を、市のホームページに掲載し、住民、滞在者その他の者が提供を受けることができる状態にしている。

この洪水ハザードマップを有効活用して、平常時からの防災意識の向上と自主的な避難の心構えを養い、水災時には市民の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

(4) 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

法第 15 条第 1 項の規定により、大館市地域防災計画に名称及び所在を定められた要配慮者利用施設の所有者または管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市長に報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行い、その結果を市長に報告するものとする。さらに、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

市は、大館市地域防災計画において、要配慮者利用施設の所有者または管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

(5) 大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

法第 15 条第 1 項の規定により、大館市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者または管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

市は、大館市地域防災計画において、大規模工場等の所有者または管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

(6) 浸水被害軽減地区

浸水被害軽減地区とは、水防管理者（大館市長）が浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを指定する地区である（現在までのところ指定なし）。

第 17 章 水防協力団体

1 水防協力団体の指定、監督、情報の提供

市は、2 に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

2 水防協力団体の業務

- (1) 水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力
- (2) 水防に必要な器具、資材または設備の保管、提供
- (3) 水防に関する情報または資料の収集、提供
- (4) 水防に関する調査研究
- (5) 水防に関する知識の普及、啓発
- (6) 前各号に附帯する業務

3 水防協力団体と水防団等の連携

水防協力団体は、水防団との密接な連携の下に前項の業務を行わなければならない。また、水防協力団体は、毎年水防団及び消防機関が行う水防訓練に参加するものとする。

4 水防協力団体の申請・指定及び運用

市は、水防協力団体指定要領を作成し、水防協力団体の申請があった場合は、指定要領を参考として指定することとする。また、指定の際は、合わせて水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示するものとする。

水防協力団体の業務の運用にあたっては、業務が適正かつ確実に行われるように、今後、活動実施要領の内容を市水防計画に規定するものとする。

改正

昭和48年 7月14日条例第24号

昭和61年 9月24日条例第22号

昭和63年 3月30日条例第 8 号

昭和63年 3月30日条例第10号

平成12年 3月29日条例第34号

平成19年 3月28日条例第 4 号

平成22年 3月25日条例第13号

平成26年 6月27日条例第55号

(設置)

第 1 条 水防法（昭和24年法律第193号）第34条第 1 項の規定に基づき、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議するため、大館市水防協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 協議会は、会長 1 人及び委員15人以内で組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故あるときは、会長のあらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が命じ、又は委嘱する。

(1) 関係行政機関の職員

(2) 水防に関係のある団体の代表者

(3) 学識経験者

(委員の任期)

第 3 条 関係行政機関の職員たる委員の任期は、当該職にある期間とし、その他の委員の任期は 2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 市長において特別の理由があると認めたときは、前項の規定にかかわらず、その任期中においてもこれを免じ、又は解嘱することができる。

(会議)

第 4 条 協議会の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、総務部危機管理課において処理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営その他必要な事項は、会長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和48年7月14日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。

附 則(昭和61年9月24日条例第22号)

この条例は、昭和61年10月1日から施行する。

附 則(昭和63年3月30日条例第8号)

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(昭和63年3月30日条例第10号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和63年7月1日から施行する。

附 則(平成12年3月29日条例第34号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月28日条例第4号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月25日条例第13号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

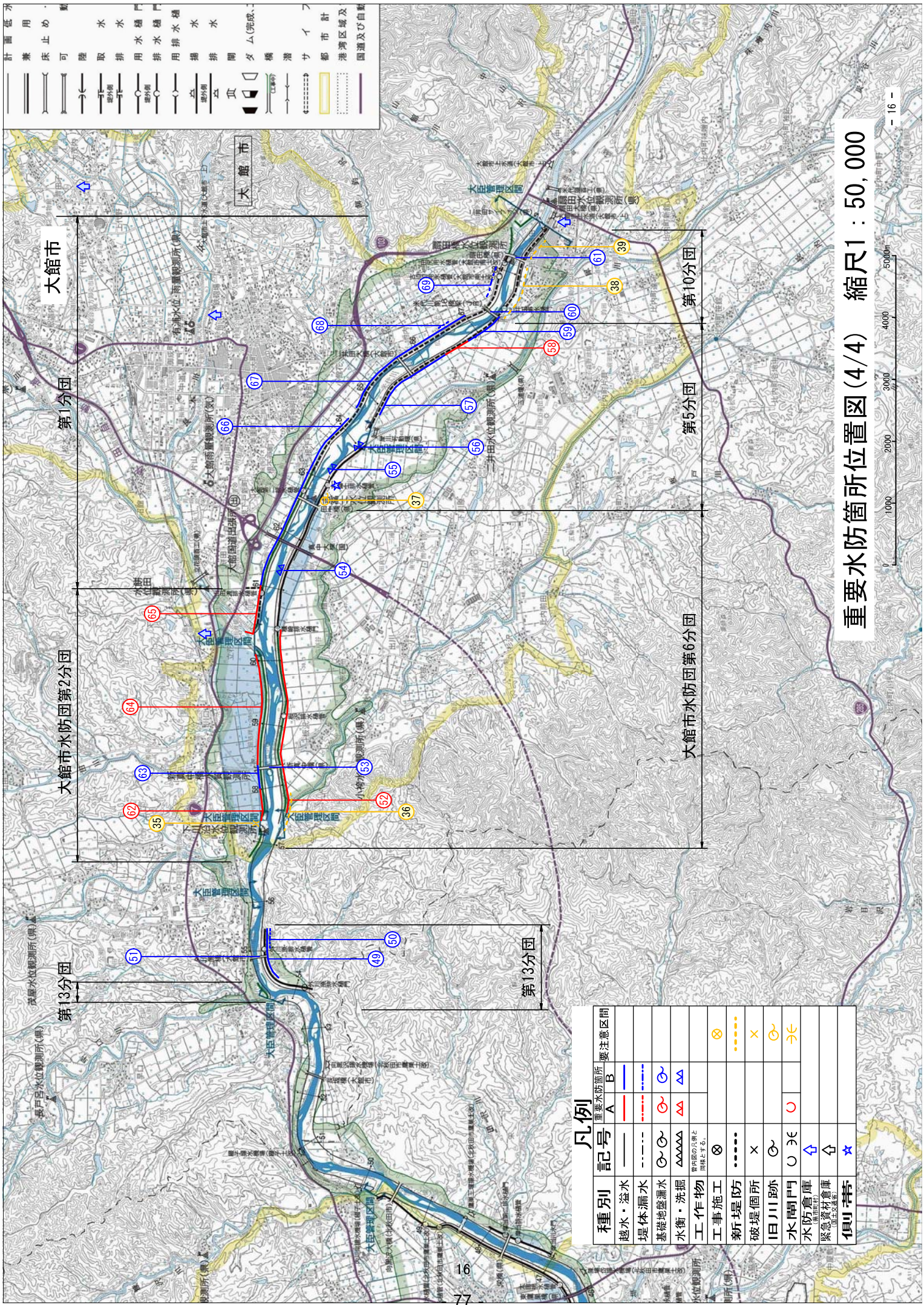
附 則(平成26年6月27日条例第55号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の大館市水防協議会条例の規定は、平成26年4月1日から適用する。

大館市水防協議会委員名簿

職		役 職 名	氏 名	備 考
会 長		大館市長	石田 健佑	
学識経験者	委 員	国土交通省東北地方整備局 能代河川国道事務所 鷹巣出張所長	五十嵐 悟	
	委 員	秋田県北秋田地域振興局 建設部長	柳沢 悟	
	委 員	秋田県大館警察署長	鈴木 昇	
関係行政機関の職員	委 員	大館市副市長	北林 武彦	
	委 員	〃 総務部長	乳井 浩吉	
	委 員	〃 市民部長	藤原 真章	
	委 員	〃 福祉部長	富樫 照幸	
	委 員	〃 産業部長	大森 泰彦	
	委 員	〃 建設部長	本多 利明	
	委 員	〃 比内総合支所長	糸屋 宏充	
	委 員	〃 田代総合支所長	高橋 勉	
	委 員	〃 消防長	佐々木洋一	
	委 員	〃 消防署長	北林 真	
水防関係団体代表	委 員	大館市消防団長	武田 博康	
事務局		大館市総務部危機管理課長（幹事）	大澤 洋	
		〃 建設部土木課長	畠澤 淳一	
		〃 消防本部予防課長	若松 清勇	

○委員の任期：学識経験者並びに水防関係団体代表...令和8年4月1日～令和10年3月31日
関係行政機関の職員...当該職にある期間



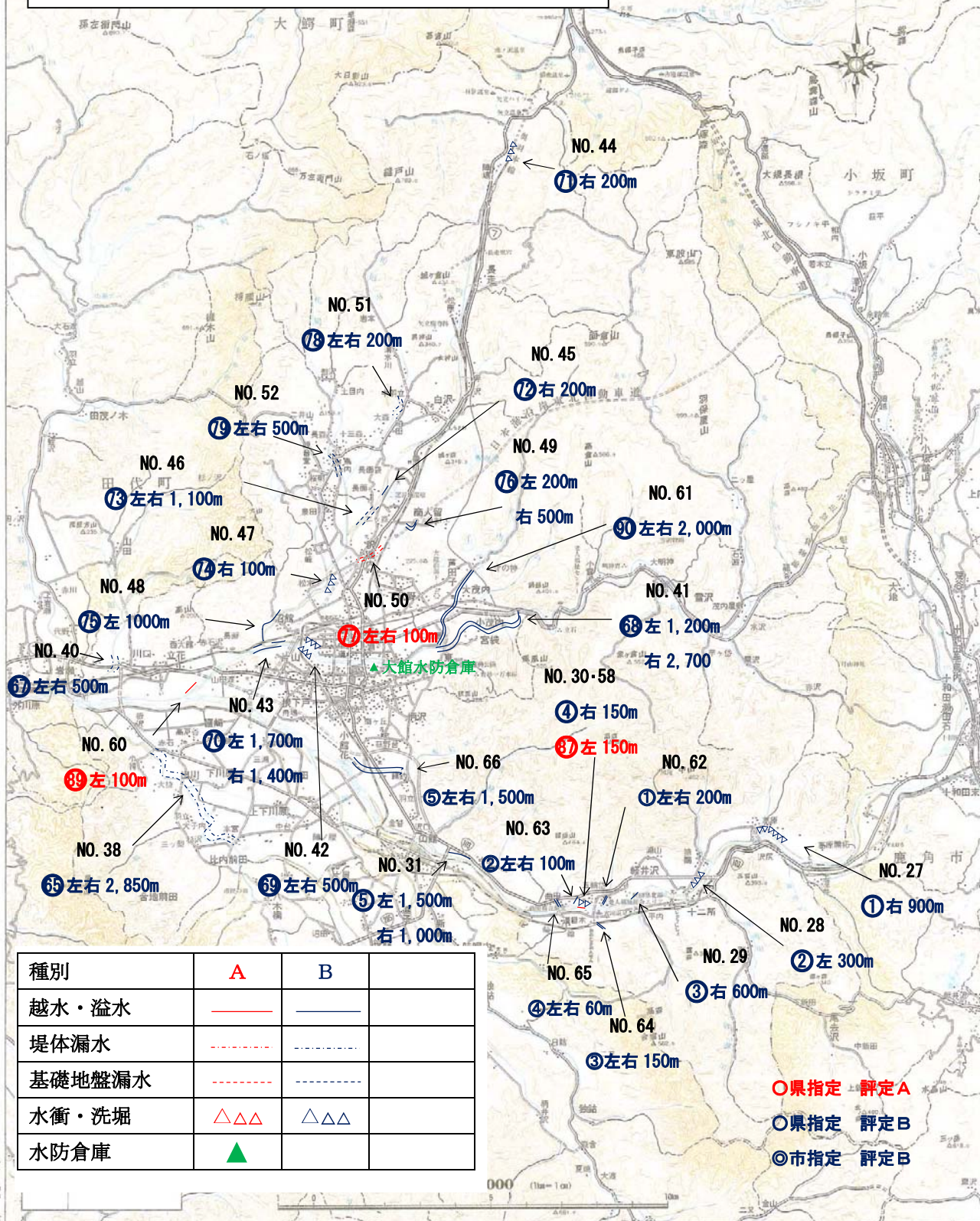
凡例

種別	記号	重要水防箇所 A	重要水防箇所 B	要注意区間
越水・溢水	—	—	—	
堤体漏水	---	---	---	
基礎地盤漏水	○	○	○	
水衝・洗掘	△	△	△	
工作物	⊗	⊗	⊗	
工事施工	⊗	⊗	⊗	
新堤防	----	----	----	
破堤箇所	×	×	×	
旧川跡	○	○	○	
水閘門	⊕	⊕	⊕	
水防倉庫	⬆	⬆	⬆	
緊急資材倉庫	⬆	⬆	⬆	
側帯	★	★	★	

重要水防箇所位置図 (4/4) 縮尺1 : 50,000

県・市管理河川重要水防箇所

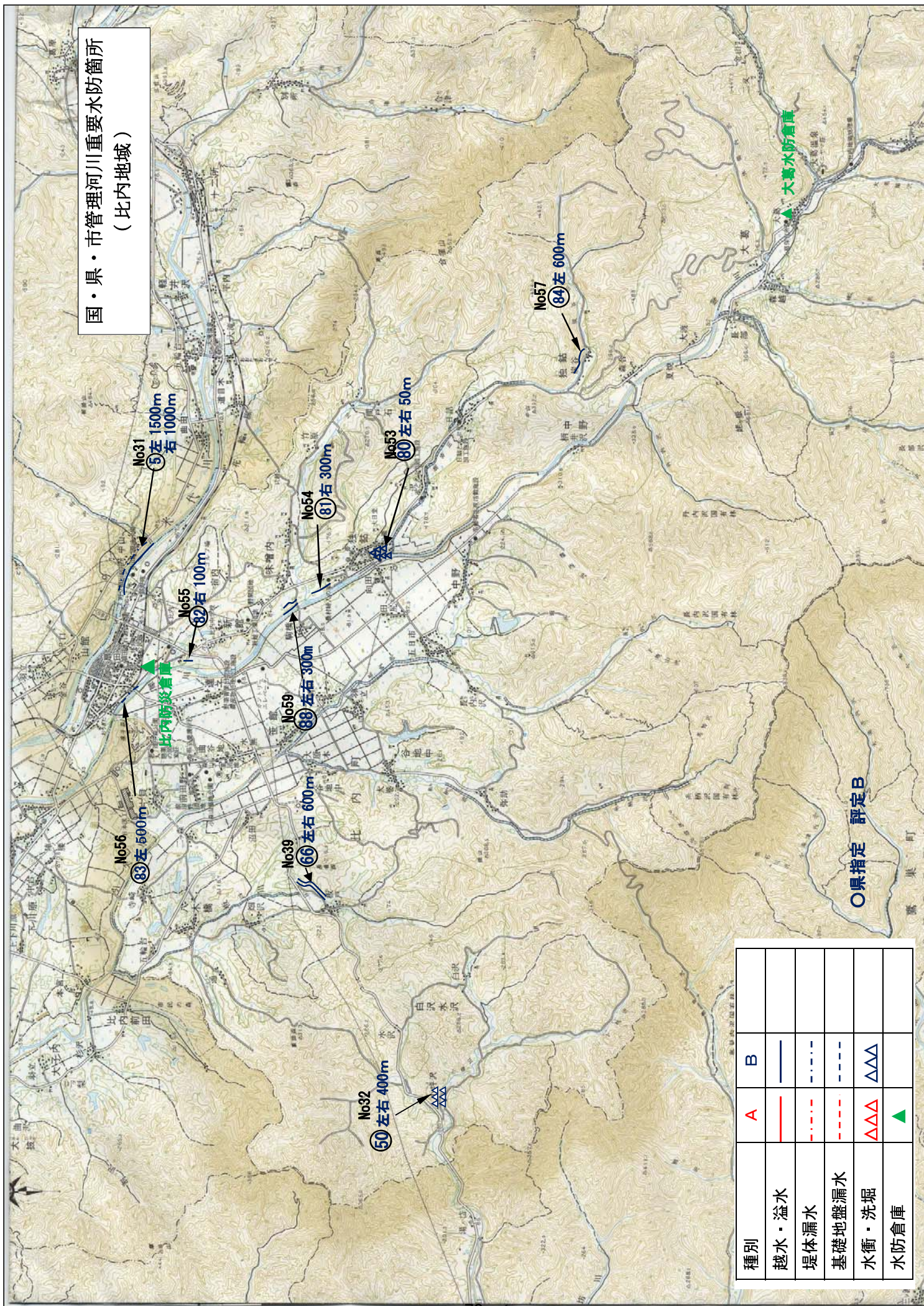
（大館地域）



平成10年4月

北海道地図株式会社秋田営業所
電話 (0188) 23-7657

国・県・市管理河川重要水防箇所
(比内地域)



種別	A	B
越水・溢水	—	—
堤体漏水	- - -	- - -
基礎地盤漏水	- - -	- - -
水衝・洗堀	△△△	△△△
水防倉庫	▲	

○県指定 評定B

「この地図は建設省国土地理院長の承認を得て同院発行の五万分の一地形図を縮小複製したものである。
(承認番号) 平9、東理第 506 号」

県・市管理河川重要水防箇所

(田代地域)

